

## 第4編 風水害等応急対策計画

- 第1章 応急活動体制
- 第2章 情報の収集・伝達、災害警戒
- 第3章 災害時の広報
- 第4章 相互協力・応援要請
- 第5章 災害救助法の適用
- 第6章 避難対策
- 第7章 要配慮者対策
- 第8章 消防・救急・救助活動
- 第9章 災害時の医療救護
- 第10章 交通管制
- 第11章 緊急輸送対策
- 第12章 生活救援対策
- 第13章 災害時における「住」対策
- 第14章 災害時の環境・衛生対策
- 第15章 応急教育・応急保育
- 第16章 災害時の警備対策
- 第17章 ライフラインの応急対策
- 第18章 都市公共施設の応急対策
- 第19章 農水産物対策
- 第20章 道路災害対策
- 第21章 危険物等対策
- 第22章 海上災害対策
- 第23章 不発弾処理対策
- 第24章 那覇空港災害対策
- 第25章 放射能災害対策



## 第1章 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 配備体制	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">人事班</span> 、各担当班
第2節 災害警戒本部設置	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">平和交流・男 女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">人事班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">管財班</span> 、各担当班
第3節 災害対策本部設置	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">平和交流・男 女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">人事班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">管財班</span> 、各担当班
第4節 職員の招集・配置	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">平和交流・男 女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">人事班</span> 、各担当班

第1節 配備体制（担当：総務総括班、人事班、各担当班）

### 第1 配備要員

#### 1 配備要員の招集及び配備の解除

市長は、災害が発生した場合もしくは災害が予想される場合には、その発生した災害の規模、または予想される災害の規模、種類、発生時間等に応じて必要な防災体制をとるために配備要員を招集する。

また、災害の発生、もしくは災害の発生するおそれなくなったと認めるときは、配備を解除する。

#### 2 配備要員

配備要員は、本市に常時勤務する職員及び市長が定めるその他の職員とする。市長事務部局の職員以外の職員に対しては、それぞれの任命権者が招集したものとみなす。

### 第2 配備基準

市長は、災害が発生し、または発生が予想される場合は、次の配備体制をもって災害応急対策にあたる。

なお、災害対策本部設置の決定は市長が行い、その後直ちに職員及び関係機関に通知公表する（本章「第3節 災害対策本部設置」参照）。

また、配備の正式決定は、本部長または各部長が行い、その後直ちに班長を経由して配備要員を招集する（本章「第4節 職員の招集・配置」参照）。

【配備体制の基準】

本部設置	配備体制	予想情報	警戒、被害のめやす	主な活動	配備要員
警戒本部	警戒配備	警報（大雨、洪水、暴風、高潮）が発表	(1) 降雨、暴風、河川の水位の状況により、河川・崖地・海岸部の警戒が必要になったとき (2) 局所的に軽微な被害が発生したとき	①情報連絡 ②巡視 ③河川・崖地・海岸部の警戒 ④水防活動	警戒配備要員
災害対策本部	第1配備	上記と同じ	(1) 全庁的な警戒体制が必要になったとき (2) 局地的な災害（家屋浸水、崖崩れ等）が発生したとき	①情報連絡 ②被害状況の把握 ③災害の警戒 ④応急復旧	第1配備要員 〔課(室)長〕
	第2配備	広範囲にわたる災害が発生すると予想	(1) ガスの漏出等により警戒、避難を要するとき (2) 市民生活に影響のある（ライフライン等）施設に被害が発生したとき (3) 避難勧告・避難指示（緊急）が発令されたとき (4) 人的被害が発生したとき	①情報連絡 ②被害状況の把握 ③救出、救護 ④被災者、避難者救援 ⑤応急復旧	第2配備要員 〔職員の半数〕
	第3配備	市全域に災害が発生すると予想	(1) 土砂災害等によって重大な災害が発生したとき (2) 航空機事故、油流出、海難事故等、重大な事故が発生したとき (3) 広範囲に大規模な災害が発生したとき	災害応急対策の全活動	第3配備要員 〔全職員〕 関係職員

※関係職員は、会計年度任用職員とする。

※各部に配置されている保健師は、本部員等を除き、原則として地域災害医療本部に集約配置する。

第2節 災害警戒本部設置

（担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、人事班、管財班、各担当班）

第1 本部設置・配置決定

総務部長は、大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、洪水、暴風、高潮の警報が発表された場合、自らを本部長とする警戒本部を市役所本庁舎に設置する。

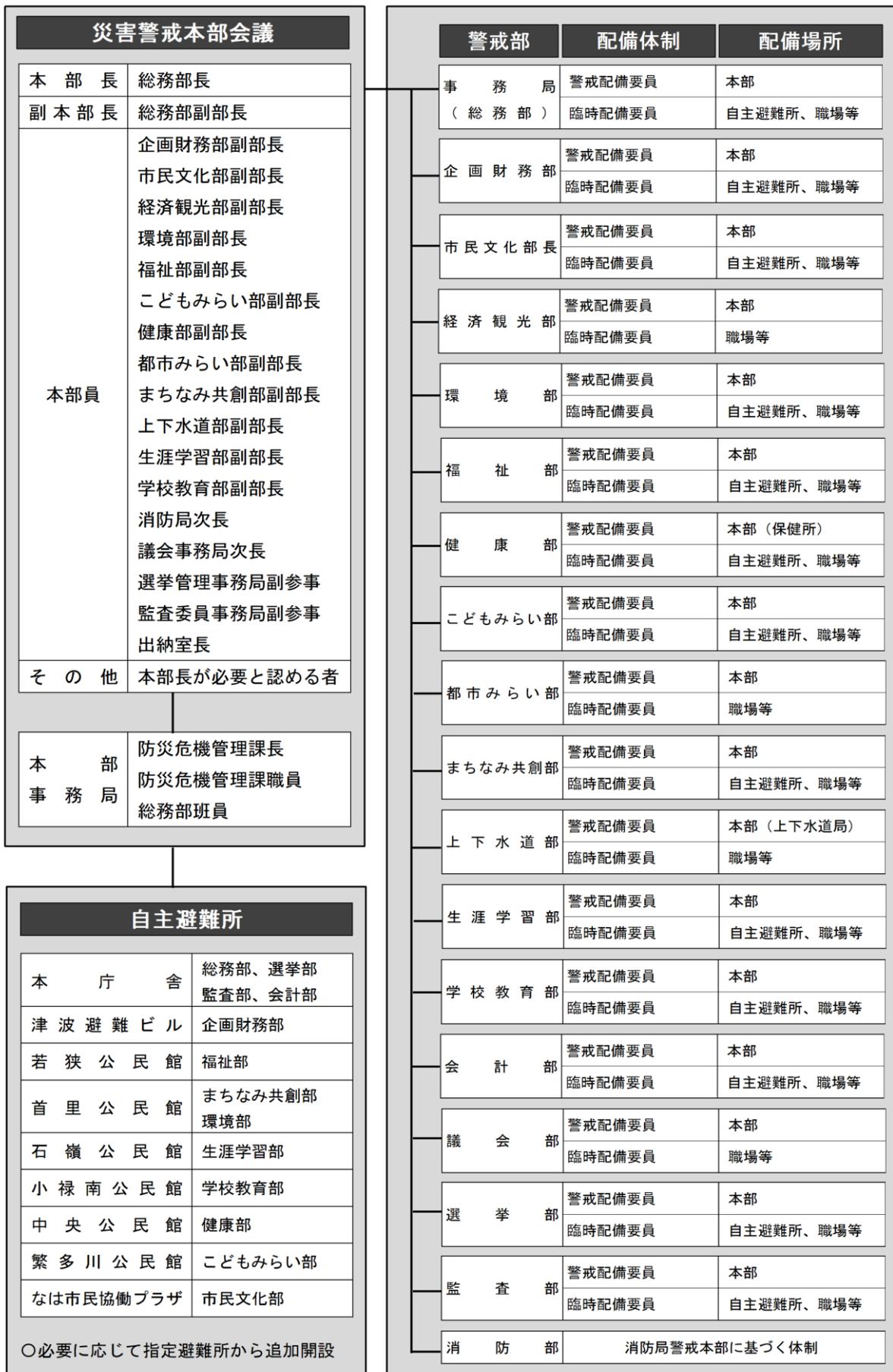
第2 組織・運営

1 組織

警戒本部には、警戒本部長、副本部長、本部員を除き、必要に応じて各警戒部を設置する。警戒本部長は、本部の事務を総括し、本部員その他の職員を指揮監督する。

副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。  
本部員は、警戒本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事し、部の事務を掌理するとともに、部職員を指揮監督する。

【災害警戒本部組織図】



## 2 警戒本部会議の開催

警戒本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、副本部長及び本部員は、指定の会議場所に参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長もしくは本部員が提議し、災害情報や被害状況、災害予防対策及び応急対策に関する情報共有や基本方針を決定する。

## 3 警戒本部会議の所掌事務

警戒本部の所掌事務は、災害対策本部の所掌事務に準拠し、各種災害予防対策及び応急対策を関係機関等と連携して実施する。

## 第3 配備

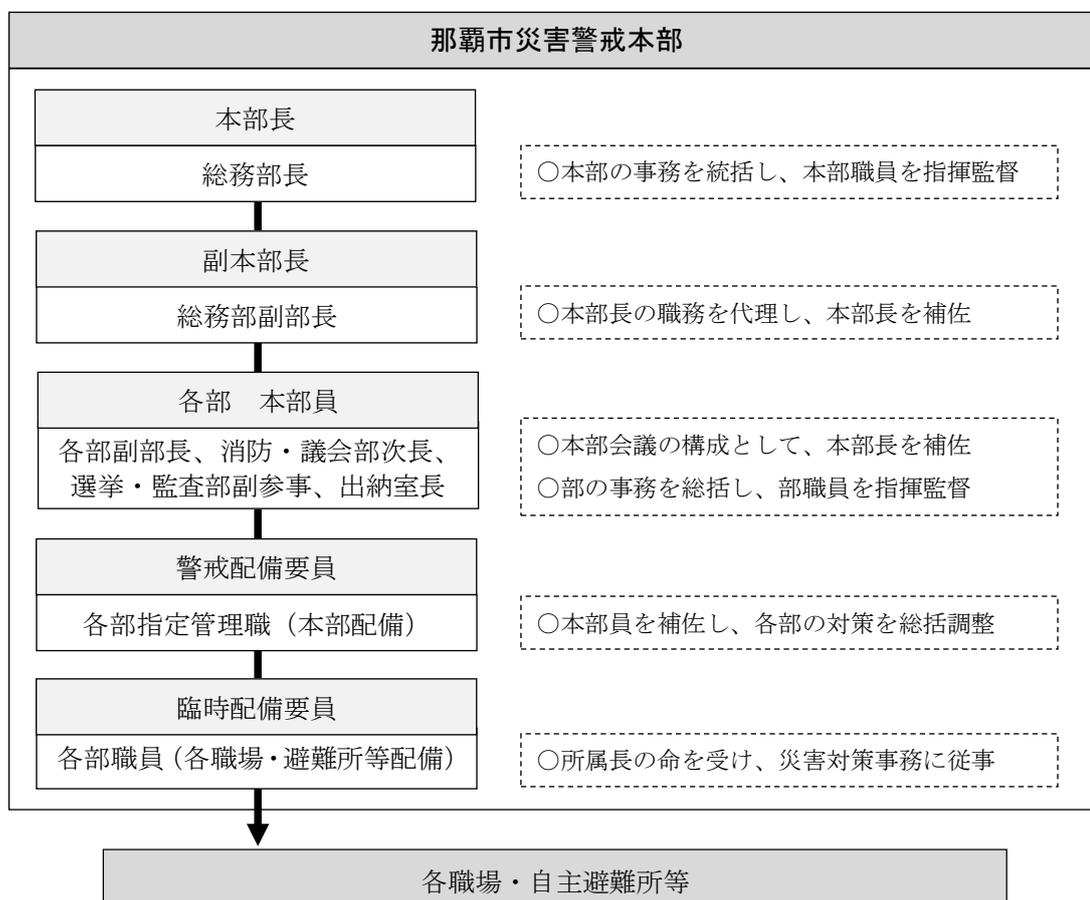
### 1 警戒配備要員

警戒本部長は、警戒本部を設置した場合、災害に応じて必要な警戒配備要員を招集する。防災危機管理課長は、警戒配備要員へ参集するよう連絡し、出勤者名簿を作成する。

また、警戒配備要員は、出張、体調不良及びその他の理由により出勤できないときは、所属部長の許可を得て、他の職員と交代することができる。

### 2 臨時配備要員

警戒態勢強化のため、警戒配備要員以外の職員を配備させる必要があるときは、各部局職員から臨時配備要員を指名し、各職場や自主避難所等に配備する。各自主避難所の開設及び運営について、主事級から主幹級までの職員から臨時配備要員を指名して配備する。



## 第4 活動

警戒本部長は、配備した要員をもって役割分担に応じた警戒活動を迅速かつ的確に実施する。また、消防局と密接に連携し、軽微な災害が発生した場合は協力して応急措置を行う。なお、警戒本部設置時における被害調査は、防災危機管理課の指示により行う。

## 第5 自主避難所の開設及び運営

警戒本部を設置し、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等）を発令した場合等においては、あわせて自主避難所の開設を行う。各自主避難所は、あらかじめ割り当てられた部から臨時配備要員を派遣して開設及び運営する。

## 第6 災害対策本部への移行

警戒本部長は、警戒配備から災害対策本部への移行が必要であると認めた場合は、市長に状況を説明し、市長は災害対策本部の設置（警戒本部の解散）と配備を決定する。

## 第7 警戒本部の廃止

警戒本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要が無くなったと判断した場合、または応急措置を終了した場合は警戒本部を閉鎖し、警戒配備要員の出勤名簿、被害状況、対策活動状況を必要に応じて市長に報告する。また、閉鎖後速やかに防災危機管理課長は、警戒配備要員へその旨を連絡する。

警戒本部廃止後も継続して行う各班の災害対応事務については、平常時の事務分掌に沿って各課へ事務の引継ぎを行う。

### 第3節 災害対策本部設置

（担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、人事班、管財班、各担当班）

#### 第1 設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

##### 【本部の設置基準】

- 那覇市を含む地域に気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- 那覇市を含む地域に台風、集中豪雨、洪水、火事、爆発、その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- その他市長が本部を設置し、総合的な応急対策を行う必要があると認めたとき。例えば次のような場合がある。
  - ・市役所その他公共機関に災害による大きな被害が報告されたとき。
  - ・土砂災害、航空機事故、油流出、海難事故等、重大な事故が発生したとき。
  - ・市域に災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。

## 第2 設置場所

市長は、次の場所に本部を設置する。また、必要に応じて本部に属する現地災害対策本部、地区連絡所を設置する。

拠点名	設置場所	役割
災害対策本部	市役所本庁舎 ※市役所本庁舎が被災したときは、消防局。消防局も被災した場合は、次のいずれかの施設に設置する。 市民体育館、真和志支所（※真和志庁舎が被災により使用できない場合には、繁多川公民館）、首里支所、小禄支所	災害対策全体の活動拠点
現地災害対策本部	災害現地に近い公共施設等	○災害現地での指揮所 ○関係機関との連絡調整の拠点
地区連絡所	○真和志支所 ※真和志庁舎が被災により使用できない場合には、繁多川公民館に設置する。 ○小禄支所 ○首里支所	○勤務時間外等に大規模な（明らかに第3配備と判断できる）災害が発生し、被災した職員、交通事情等により登庁できない職員の受入れ ○本部、各部、各班と一次参集者の連絡拠点 ○各地域の被害状況の把握 ○地域住民の動向把握、広報活動

## 第3 設置または廃止の決定

### 1 設置の決定

本部設置の決定は、市長が行う。

市長は、本部設置基準に該当するような災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策が必要であると認めたときは、本部を設置する。ただし、市長不在の場合は、副市長または政策総括調整監、総務部長が設置の決定を代行する。この場合は、事後速やかに市長の承認を得る。

#### 【市長が不在時の職務代理者（意思決定順位）】

- |     |             |
|-----|-------------|
| 第1位 | 総務部を担当する副市長 |
| 第2位 | 他の副市長       |
| 第3位 | 政策総括調整監     |
| 第4位 | 総務部長        |
| 第5位 | 消防局長        |

また、部長以下の各職員は、本部設置の必要があると判断したときは、次の要領に従って本部設置の要請を行う。

#### 【本部設置要請の要領】

- |   |
|---|
| ○本部組織に基づく本部員にあてられている者（以下「部長等」という。）は、本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長を通じ市長に本部の設置を要請する。 |
| ○総務部長は、他の部長等による要請があった場合、またはその他の状況により本部を設                                      |

置する必要があると認めたときは、市長に本部設置を要請する。  
 ○総務部長は、非常事態にあつて上記の協議を行う時間のないときは、直ちに本部設置を市長に要請する。

## 2 廃止の決定

本部長は、市の地域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは本部を廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

なお、本部廃止後も継続して行う各班の災害対応事務については、平常時の事務分掌に沿つて各課へ事務の引継ぎを行う。

## 第4 設置または廃止の通知

本部を設置または廃止した場合は、総務部長は直ちに次の方法により通知する。設置の通知においては、あわせて必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

### 【報告・通知・公表先等】

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
市役所本庁舎内各部・班	秘書広報課長	庁内放送、イントラネット、庁内電話、口頭その他迅速な方法
支所その他市出先機関	各主管部担当課長	イントラネット、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
県知事、近隣市町村長、県の機関	防災危機管理課長 総務課長	県防災行政無線、FAX、電話、その他迅速な方法
市防災会議委員、消防局消防局長、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関		県防災行政無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
那覇・豊見城警察署長、消防団長、公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者		電話、FAX、口頭、その他迅速な方法
九州九都市		電話、FAX、文書
報道機関		電話、FAX、口頭または文書
市民		防災行政無線、市ホームページ、携帯メール、広報車、報道機関への緊急放送依頼による放送、口頭、その他迅速な方法

【資料編】 1-1 那覇市防災会議委員・幹事名簿一覧

1-2 九州地区都市防災連絡協議会加盟各市防災担当連絡先一覧

1-5 那覇市政記者クラブ加盟社一覧

## 第5 組織・運営

### 1 組織

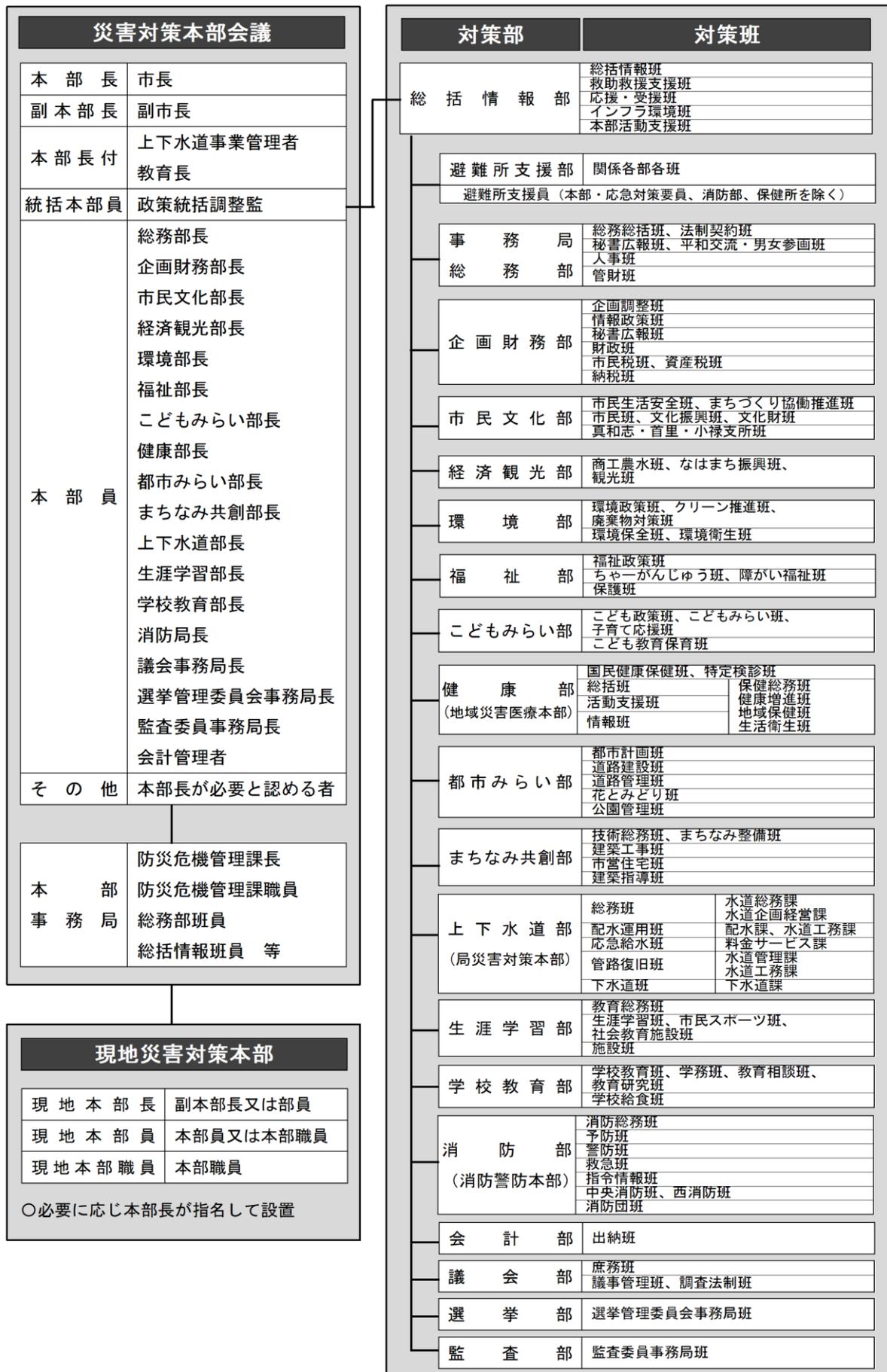
本部の組織及び運営は、那覇市災害対策本部条例の定めるところに基づき、次のとおり行う。

また、災害等の規模その他状況に応じ、災害対策本部の特に初動応急期（発災から約3日間）における対策を強力に推進する必要があると本部長が認めた場合には、災害対策本部に全部局体制で構成する「総括情報部」を設置し、迅速かつ的確に初動応急体制を確立するとともに、

生命・財産を保護し安全を確保するための主要な応急対策事務を統括する。

総括情報部は、発災後の特に初動期における情報、設備、人員等を最大限に活用し、各部が「初期段階でとるべき緊急措置」と、「時間経過とともに変化する状況に応じた迅速な応急対策に繋げる」ための的確な意思決定と指示、連絡調整を重点的に行う。

(1) 災害対策本部組織図



## (2) 災害対策本部の任務

職名 (平常時職名)	主な任務
本部長 (市長)	ア 防災会議、本部会議の議長となること。 イ 避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域の設定を行うこと。 ウ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体への支援協力要請を行うこと。 エ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること。 オ 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること。
副本部長 (総務担当副市長) (その他副市長)	ア 本部長が不在、もしくは事故があるとき、本部長の職務を代理すること。なお、代理する順序は左記のとおりとする。 イ 部間の調整に関すること。
本部員 (組織図参照)	ア 部長として、担当部の職員を指揮監督すること。 イ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。 ウ 本部長、副本部長が不在もしくは事故があるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること。

## (3) 本部会議、事務局等

職名 【設置場所】	主な任務
本部会議 【対策本部設置庁舎】	災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。 なお、本部員に事故がある場合は、当該部の次席責任者または担当班長が代理として出席する。
事務局 【総務総括班】	本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。本部会議事務局は、総務総括班長、同班員及び本部連絡員により構成する。 なお、本部連絡員は、各部長が指名する職員及び防災関係機関が派遣する職員とし、防災関係機関派遣の本部連絡員はアドバイザーとなるとともに、相互の密接な連携、情報交換に努める。
現地災害対策本部 【災害現地に近い 公共施設等】	本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。現地本部長は副本部長または本部員の中から、現地本部員は本部員または本部職員の中から、現地本部職員は本部職員の中から、それぞれ本部長がその都度指名する。

## (4) 総括情報部の構成

班名	構成部	主な事務
総括情報班	総務部 企画財務部 福祉部 会計部	○全般対処事項の総括、本部会議の運営に関する事項 ○各部への本部決定事項及び本部長指示の伝達 ○避難勧告・避難指示（緊急）・警戒区域の設定に関する事項 ○被害・災害情報等の収集及び取りまとめ ○災害緊急広報に関する事項 ○自衛隊への災害派遣要請に関する事項

班名	構成部	主な事務
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害救助法の適用に関する事項</li> <li>○県本部等との連絡及び調整に関する事項</li> <li>○非常通信の確保及び運用に関する事項</li> <li>○本部の財務に関する事項</li> <li>○その他本部長が必要と特に命ずる事項</li> </ul>
救助救援班	総務部 福祉部 こどもみらい部 健康部 市民文化部 生涯学習部 学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助救援対策の把握及び連絡調整に関する事項</li> <li>○地域災害医療本部との連絡調整に関する事項</li> <li>○避難所支援部との連絡調整に関する事項</li> <li>○福祉避難所の開設及び緊急移送に関する事項</li> <li>○要配慮者対策の把握及び連絡調整に関する事項</li> <li>○災害ボランティアに関する事項</li> <li>○その他本部長が必要と特に命ずる事項</li> </ul>
応援・受援班	総務部 企画財務部 経済観光部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域応援要請（国、他自治体等）に関する事項</li> <li>○職員動員及び要員確保に関する事項</li> <li>○食料等物資の調達及び供給に関する事項</li> <li>○物資の提供及び緊急輸送、燃料調達に関する事項</li> <li>○物資集積所の設置及び管理に関する事項</li> <li>○緊急車両確保及び緊急車両通行証の発行に関する事項</li> <li>○その他本部長が必要と特に命ずる事項</li> </ul>
インフラ環境班	都市みらい部 まちなみ共創部 上下水道部 環境部 市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路、港湾、河川、社会インフラ被害の把握及び応急対策に関する関係機関との連携調整に関する事項</li> <li>○緊急輸送道路の確保及び交通規制に関する事項</li> <li>○応急給水の連絡及び調整に関する事項</li> <li>○応急危険度判定に関する事項</li> <li>○がれき、廃棄物、し尿等の処理に関する事項</li> <li>○遺体の収容及び安置に関する事項</li> <li>○その他本部長が必要と特に命ずる事項</li> </ul>
本部活動支援班	議会部 選挙部 監査部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総括情報部の庶務、各班支援に関する事項</li> <li>○議会との連絡調整に関する事項</li> </ul>

(5) 避難所支援部の構成

避難所支援部では、避難所の開設及び避難状況等の情報収集、避難所で必要とする支援要請に対し、迅速かつ的確な対応に繋げられるよう、避難所と各班等との連絡調整を実施する。

構成部	主な事務
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所（学校教育施設）の情報収集及び連絡調整</li> <li>○その他部内の各班との連絡調整</li> </ul>
生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所（社会教育施設）の情報収集及び連絡調整</li> <li>○その他部内の各班との連絡調整</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域応援（国、県、他自治体）に関する連絡調整</li> <li>○避難所における不足要員の連絡調整</li> <li>○その他部内の各班との連絡調整</li> </ul>
企画財務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害救援物資及び要員の輸送に関する連絡調整</li> <li>○食料、物資等の輸送に関する連絡調整</li> <li>○その他部内の各班との連絡調整</li> </ul>

構成部	主な事務
市民文化部	○指定避難所（学校・教育施設、こども園以外）の情報収集及び連絡調整 ○避難所における市民相談に関する連絡調整 ○避難所への災害情報等の連絡 ○その他部内の各班との連絡調整
経済観光部	○食料等物資の調達及び供給に関する連絡調整 ○観光客・帰宅困難者に関する連絡調整 ○その他部内の各班との連絡調整
環境部	○仮設トイレの設置に関する連絡調整 ○災害廃棄物、し尿の収集及び処理に関する連絡調整 ○避難所の防疫活動に関する連絡調整 ○その他部内の各班との連絡調整
福祉部	○福祉避難所の情報収集及び連絡調整 ○要配慮者（高齢者・障がい者等）に関する連絡調整 ○一般ボランティア要請に対する連絡調整 ○その他部内の各班との連絡調整
健康部 （保健所を除く）	○地域災害医療本部（保健所）との連絡調整 ○専門ボランティア要請に対する連絡調整 ○食品及び生活衛生に関する連絡調整 ○その他部内の各班との連絡調整
こどもみらい部	○指定避難所（こども園等）の情報収集及び連絡調整 ○要配慮者（乳幼児・妊産婦等）に関する連絡調整 ○その他部内の各班との連絡調整
支援部 （議会部・選挙部・監査部）	○各部の支援

## (6) 各部の班編成及び事務分掌

災害対策活動を行う部内各班は、平常時の組織をもとに構成される。各部の副部長と各班の班長は、次の任務を遂行する。

職名	主な任務
副部長	ア 本部連絡員及び部内各班長との連絡調整に関すること。 イ 部内職員の招集、配備の取りまとめに関すること。 ウ 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。 エ 所管施設の災害予防（避難を含む。）、応急及び災害復旧対策の取りまとめに関すること。 オ 関係機関との連絡調整に関すること。
各班長	ア 班内職員の招集、配備に関すること。 イ 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 ウ 所管施設の災害予防（避難を含む。）、応急及び災害復旧対策に関すること。

(7) 配備人員及び指名

各部長は、移動内示が出た日における「災害対策配備要員名簿」を作成し、4月1日までに人事課長に提出する。

なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正のうえ、人事課長に通知する。

【資料編】15-1(1) 災害対策配備要員名簿及び非常招集系統

2 本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、直ちに本部員室に参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長もしくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

区 分	内 容
開催場所	対策本部設置庁舎
主な報告事項	○各部の配備体制 ○緊急措置事項
主な協議事項	○被害状況の把握に関すること。 ○応急対策に関すること。 ○本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。 ○県、自衛隊、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること。 ○避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域の設定に関すること。 ○災害救助法の適用に関すること。 ○激甚災害の指定に関すること。 ○市民向け緊急声明の発表に関すること。 ○応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ○国、県等への要望及び陳情等に関すること。 ○その他災害対策の重要事項に関すること。

3 本部員室の開設及び運営上必要な資機材等の確保

総務総括班長は、本部設置の指示があったときは、次の措置を講ずる。

区 分	内 容
本部の標識等の設置	対策本部設置庁舎正面玄関及びその他の適切な場所に「那覇市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて本部員室、本部会議事務局、地区連絡所、避難所、救護所、災害時総合相談窓口等の設置場所を明示する。
本部員室確保	○本部員室開設のため、相当スペースの部屋を確保する。 ○本部会議事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。
本部員室開設に必要な資器材等確保	○那覇市災害対策図板（各種被害想定図を含む。）の設置 ○オーバーヘッド・プロジェクター、被害状況図板、ホワイトボード等の設置 ○住宅地図等その他地図類の確保 ○携帯ラジオ・テレビの確保 ○コピー機等の複写装置の確保 ○ビデオ、テープレコーダ、カメラ等の記録装置の確保 ○防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示） ○自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保 ○被害状況連絡票その他の書式類の確保 ○懐中電灯その他必要資器材の確保

区 分	内 容
通信手段の確保	○防災行政無線（MCA無線・IP無線） ○携帯電話 ○臨時電話 ○FAX ※第3編 第2章「第2節 情報連絡体制の確立」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。
自家発電設備の確保	停電に備え、自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のため必要な措置を講ずる。
腕章の確保	本部長、副本部長、現地本部長、本部員、副部长、班長、本部連絡員及び班員が、災害応急活動に従事するとき着用する。

## 第6 国・県の（現地）対策本部との連携

国の非常（緊急）災害現地対策本部・警戒本部、県の沖縄県災害対策本部（県庁または県南部土木事務所）が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

### 第4節 職員の招集・配置

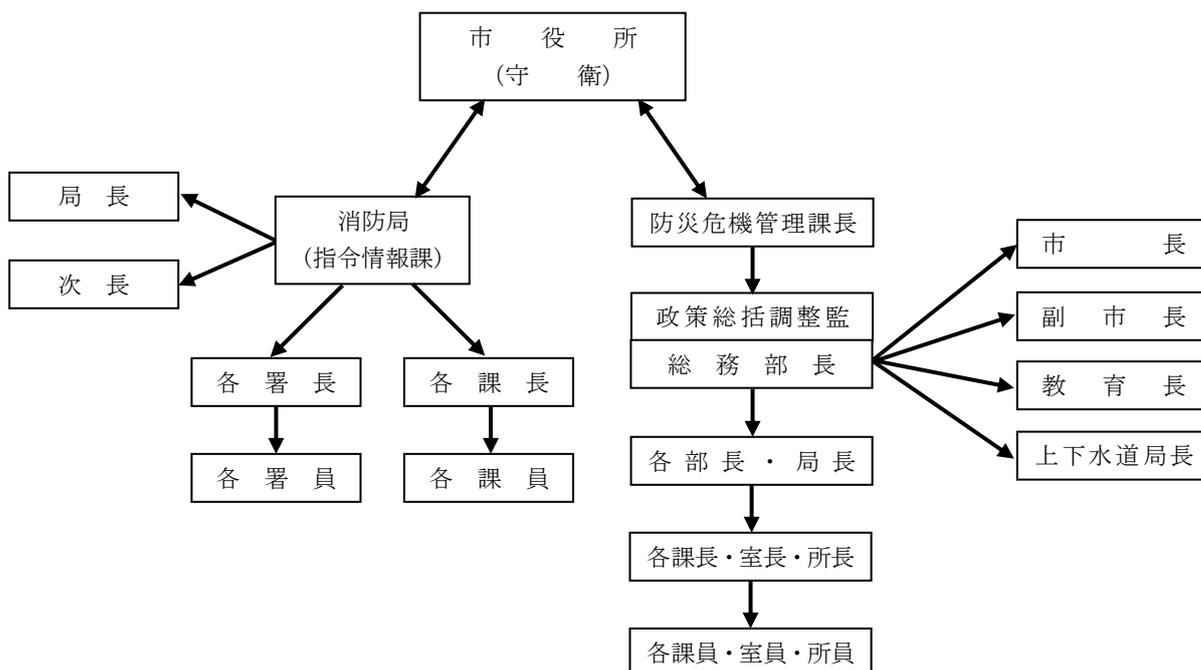
（担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、人事班、各担当班）

#### 第1 職員の招集・連絡

職員の招集は、市職員参集メール、市防災気象情報メール、庁内放送等を通じて秘書広報課長が行う。ただし、勤務時間外は、総務課長が総務部長と協議し「勤務時間外及び休日における連絡網」に従い、電話・伝令等によって各部長等に連絡する。

また、緊急を要する場合で電話通信不通等には、日本放送協会（NHK）沖縄放送局や民間放送局（琉球放送、沖縄テレビ放送、琉球朝日放送、ラジオ沖縄、エフエム沖縄等）、市内コミュニティFM局（FM那覇、FMレキオ等）への緊急放送要請により「緊急出動報」を発令する。

【勤務時間外及び休日における連絡網】



## 第2 職員の配置

### 1 登庁状況の把握

各部課（班）は、所定の様式で職員の登庁状況を記録し、その累計を所属部長に報告する。所属部長は、人事課長（人事班）に報告する。

人事課長（人事班）は、所定の様式により職員の登庁状況を取りまとめ、総務部長（事務局）に報告する。総務部長（事務局）は、市長（本部長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き60分ごととする。

#### 【報告事項】

- 各部に登庁した者の氏名、(本来の)所属の部・班名
- 参集途上で収集した被害等の状況等（第2章「第1節 概況調査」参照）

【資料編】15-1(2) 参集（出動）記録簿

### 2 職員の配置

#### (1) 部長の指示

各部長は、所管部の所掌事務をもとに、職員の登庁状況に応じて、次の点に配慮して、班組織の編成及び職員の配置を行う。

#### 【編成・配置時の留意事項】

- 災害に対処できる配置
- 職員の非常招集及び交替方法の措置
- 高次の非常配備体制に移行できる措置
- 他部への応援の要請、派遣
- 各課に配備されている保健師は、大規模災害時は保健活動等を行うために原則、地域災害医療本部に参集する

#### (2) 人事班等の指示

人事班は、勤務場所以外に登庁した職員に対して、部からの応援要請等に基づき、次の指示を行う。

また、各班長は災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他班の応援を必要とするときは、本部に職員の動員を要請する。本部は要請を検討し、人事班へ動員人数を指示するとともに、人事班は各班からの参集リストを確認し、動員人数を配置する。

#### 【要員調整等の指示】

- 所属する勤務場所への登庁が困難で、他の勤務場所へ登庁した職員に対し、必要に応じ本来の勤務場所への移動、その他の措置を指示する。
- 部からの応援要請に基づき、または職員の登庁状況を勘案し、事務局及び各部と協議のうえ、各部班または各職員について応援体制を指示する。
- 部の統括責任者（部長、副部長、班長等）の不在により、部の職員が指示を仰いだとき、状況により所属する部以外の業務にあたらせる等の指示ができる。ただし、統括責任者が登庁したときは、直ちに職務遂行等について事務局と協議する。

### 3 職務の代行

次の職員が不在のときは、次の順位で職務を代行する。

## 【職務代行の順位】

- ①事務局長（総務部長）が不在のとき  
 ア 事務局副部長（総務部副部長）  
 イ 最初に登庁した事務局の班長
- ②総務総括班（総務部総務課）が不在のとき  
 ア 秘書広報班  
 イ その他登庁している職員  
 総務総括班は、その職務に必要な場合、事務局の他の班の職員に対して、総務総括班の業務の応援を依頼できる。
- ③各部長が不在のとき  
 ア 副部長  
 イ 最初に登庁した班長  
 ウ その他登庁している職員が事務局に報告し、事務局長の指示を仰ぐ。  
 ※③ウの措置を講じた場合、事務局長は任意の職員をその部の臨時統括者として指定できる。正規の職を有する者が登庁したときは、直ちにそれまでにとった処置を報告して、その職務を引き継ぐ。

## 4 来客者等への対応

災害発生時に庁舎に来客者等がある場合は、来客者等の安全確保を第一に避難、救護を行う。負傷者が出た場合は、各班で応急手当とする。重症者が出た場合は、消防本部に通報してその指示に従う。

## 5 職員の健康管理

市は、救助、救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係わる業務が、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員等も参画して、速やかに実施できるよう災害発生直後から子育て、介護支援を行う。

なお、子育て、介護支援に必要な施設の早期復旧が困難な場合は、指定避難所や本庁舎等において、緊急対応の場として一時的に利用することを検討する。

## 第3 職員の行動

招集された職員は、次の事項を踏まえ行動する。

## 【参集時の留意事】

- 災害のため緊急に登庁する際は、作業等に適する服装を着用し、特に指示があった場合は、食料1日分、水筒、着替え、ラジオ、懐中電灯を携行する。
- 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、救出・救助活動、避難者支援等が必要な場合は、参集場所の責任者へ連絡してその指示を受けるとともに、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

【災害対策本部の所掌事務】

〔部 名〕	所 掌 事 務
各部共通	①部内の災害応急対策計画の策定及び実施に関すること ②部内の職員配備、動員、応援受入れ及び連絡調整に関すること ③本部、各部との連絡調整に関すること ④関係機関からの情報収集、連絡調整に関すること ⑤部員の安否確認に関すること ⑥部に関する情報の収集、調査及び報告に関すること ⑦部に必要な資機材、車両等の調達・調整に関すること ⑧部の人員、資機材等の輸送に関すること ⑨部事務に関する広報、広聴に関すること ⑩市民等の避難誘導、被災者救援活動に関すること ⑪所管施設の被害情報等の収集及び報告に関すること ⑫民間企業及び団体等への協力要請に関すること ⑬関係するボランティア等との連携に関すること ⑭各部の災害対応記録に関すること ⑮他部の応援に関すること

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務
〔事務局〕 ◎総務部長 ○総務部副部長級	〔総務総括班〕 ●防災危機管理課長 ・防災危機管理課員 ●総務課長 ・総務課員 〔法制契約班〕 ●法制契約課長 ・法制契約課員 〔平和交流・男女参画班〕 ●平和交流・男女参画課長 ・平和交流・男女参画課員 〔秘書広報班〕 ●秘書広報課長 ・秘書広報課員	①気象情報、災害情報の収集 ②災害対策本部の設置及び廃止の発表 ③本部会議の庶務 ④本部長の指揮、命令の伝達 ⑤事務局内の連絡調整 ⑥市全体の情報総括 ⑦被害状況の集約 ⑧防災行政無線、市ホームページ、報道等による市民への広報 ⑨被災者等からの電話の対応 ⑩避難勧告・避難指示（緊急）の発令 ⑪応援協定に基づく応援要請 ⑫自衛隊への災害派遣要請及び受入れ ⑬国、県及び他自治体等への応援要請 ⑭県及び関係機関への被害状況等の報告 ⑮り災証明書（火災を除く。）等の発行手続 ⑯災害関係の統計調査報告 ⑰本部長及び副本部長の秘書 ⑱庁内職員への災害情報等の周知 ⑲臨時広報紙の発行 ⑳市ホームページ、SNS等による市民への広報 ㉑報道機関への情報提供及び協力要請 ㉒報道機関の記者会見等の対応 ㉓災害見舞い者及び視察者の対応 ㉔災害記録写真等の収集、作成

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務
	<b>〔人事班〕</b> ●人事課長 ・人事課員	①職員の安否確認 ②職員の動員配備状況の確認 ③各部における不足要員の調整 ④職員の健康、衛生管理及び職員の宿泊管理 ⑤災害対策活動従事者の食料、飲料水、生活必需品の確保 ⑥被災職員の福利厚生 ⑦職員の公務災害に関すること ⑧国、県及び他自衛隊等からの応援職員受入れ等
	<b>〔管財班〕</b> ●管財課長 ・管財課員	①本庁舎及び市有財産の被害状況の調査・応急措置 ②本部開設時の施設、資機材等の確保 ③市有車両の集中管理及び緊急車両の確保 ④緊急通行車両の確認申請 ⑤市有地賃料の減額・免除 ⑥本庁舎（小災害時）の避難所開設及び運営
<b>【会計部】</b> ◎会計管理者 ○出納室長	<b>〔出納班〕</b> ●出納室長 ・出納室員	①災害対策本部の出納 ②義援金及び見舞金の受付、保管・出納
<b>〔企画財務部〕</b> ◎企画財務部長 ○企画財務部副部長級	<b>〔企画調整班〕</b> ●企画調整課長 ・企画調整課員	①部内の連絡調整 ②各部からの被害状況の集約、取りまとめ及び報告 ③部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ④避難誘導の実施
	<b>〔情報政策班〕</b> ●情報政策課長 ・情報政策課員	①OA機器類の安全対策 ②非常通信の確保及び維持管理 ③非常通信の応急復旧 ④避難誘導の実施 ⑤企画調整班への協力
	<b>〔財政班〕</b> ●財政課長 ・財政課員	①災害対策に必要な予算編成 ②市民文化部が行う来庁者の安全確保対策への支援 ③応急復旧対策経費の予算措置
	<b>〔市民税班〕</b> ●市民税課長 ・市民税課員 <b>〔資産税班〕</b> ●資産税課長 ・資産税課員	①市民文化部が行う来庁者の安全確保対策への支援 ②被災者、応急要員、物資等の緊急輸送 ③備蓄品の被災者への配給 ④災害救援物資の受付、仕分け及び搬送 ⑤市民税、固定資産税の減免措置等 ⑥被災住民に対する税関係の相談活動
	<b>〔納税班〕</b> ●納税課長 ・納税課員	①市民文化部が行う来庁者の安全確保対策への支援 ②被災者、応急要員、物資等の緊急輸送 ③備蓄品の被災者への配給 ④災害救援物資の受付、仕分け及び搬送 ⑤被災住民に対する税関係の相談活動

〔部名〕 ◎部長 ○副部長	〔班名〕 ●班長 ・班員	所掌事務
〔市民文化部〕 ◎市民文化部長 ○市民文化部副部長級	<p>〔市民生活安全班〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民生活安全課長</li> <li>・市民生活安全課員</li> </ul> <p>〔まちづくり協働推進班〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり協働推進課長</li> <li>・まちづくり協働推進課員</li> </ul> <p>〔市民班〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ハイサイ市民課長</li> <li>・ハイサイ市民課員</li> </ul> <p>〔文化振興班〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化振興課長</li> <li>・文化振興課員</li> </ul> <p>〔文化財班〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財課長</li> <li>・文化財課員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①部内の連絡調整</li> <li>②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告</li> <li>③所管の関係団体との連絡</li> <li>④市民相談窓口の設置、運営</li> <li>⑤指定避難所（学校・教育施設、こども園以外）の情報収集及び連絡調整</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>①来庁者の安全確保対策</li> <li>②行方不明者相談所の開設</li> <li>③行方不明者リストの作成</li> <li>④遺体の火（埋）葬許可証の発行</li> <li>⑤国民年金保険料の免除</li> <li>⑥文化財の被害調査及び応急対策</li> </ul>
	<p>〔真和志支所班〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●真和志支所長</li> <li>・真和志支所員</li> </ul> <p>〔首里支所班〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●首里支所長</li> <li>・首里支所員</li> </ul> <p>〔小禄支所班〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小禄支所長</li> <li>・小禄支所員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①支所、支所周辺の被害状況の収集、伝達</li> <li>②地域住民への災害情報等の広報活動</li> <li>③地区連絡所の開設、運営</li> <li>④行方不明者相談所の開設</li> <li>⑤行方不明者リストの作成</li> </ul> <p>※真和志支所班については、真和志庁舎が被災し使用できない場合には、繁多川公民館において上記業務を実施する。</p>
〔経済観光部〕 ◎経済観光部長 ○経済観光部副部長級	<p>〔商工農水班〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●商工農水課長</li> <li>・商工農水課員</li> </ul> <p>〔なはまち振興班〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●なはまち振興課長</li> <li>・なはまち振興課員</li> </ul> <p>〔観光班〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●観光課長</li> <li>・観光課員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①部内の連絡調整</li> <li>②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告</li> <li>③経済団体等との連携による商工関係被害の調査及び応急対策</li> <li>④那覇市観光協会等との連携による観光客・外国人・帰宅困難者等の安全対策</li> <li>⑤応急食料、生活必需品の調達</li> <li>⑥小口資金融資制度の相談</li> <li>⑦農地、農業用施設、農作物等の被害調査及び対策</li> <li>⑧畜産、水産関係の施設等の被害調査及び対策</li> </ul>

〔部名〕 ◎部長 ○副部长	〔班名〕 ●班長 ・班員	所掌事務
〔環境部〕 ◎環境部長 ○環境部副部长級	〔環境政策班〕 ●環境政策課長 ・環境政策課員 〔クリーン推進班〕 ●クリーン推進課長 ・クリーン推進課員 〔廃棄物対策班〕 ●廃棄物対策課長 ・廃棄物対策課員	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③一般廃棄物収集・処理計画の作成 ④災害廃棄物処理計画の作成 ⑤清掃に関する広報 ⑥ごみ、し尿の収集・処理 ⑦仮設トイレの整備 ⑧災害廃棄物の収集・処理 ⑨し尿汲み取り手数料の扶助 ⑩那覇市・南風原町環境施設組合との調整に関すること
	〔環境保全班〕 ●環境保全課長 ・環境保全課員 〔環境衛生班〕 ●環境衛生課長 ・環境衛生課員	①被災地の環境保全 ②被災地及び避難所における防疫活動の実施 ③保健所など県関係機関への報告及び指導等の依頼 ④遺体一時安置所の確保・運営 ⑤遺体の処理及び火（埋）葬 ⑥遺体の記録、所有物の保管 ⑦納骨用資機材の確保
〔福祉部〕 ◎福祉部長 ○福祉部副部长級	〔福祉政策班〕 ●福祉政策課長 ・福祉政策課員	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③社会福祉協議会、ボランティアセンター等との連絡調整 ④社会福祉協議会との連携によるボランティアの受入れ等 ⑤災害救助法の適用 ⑥災害弔慰金、見舞金の支給等 ⑦災害援護資金の貸付 ⑧福祉避難所の確保等の避難行動要支援者支援
	〔ちゃーがんじゅう班〕 ●ちゃーがんじゅう課長 ・ちゃーがんじゅう課員 〔障がい福祉班〕 ●障がい福祉課長 ・障がい福祉課員	①在宅の独居老人、障がい者等への支援措置 ②社会福祉施設入所者の避難援助 ③介護保険料の減免 ④障がい福祉サービス費の減額 ⑤社会福祉施設の管理及び支援 ⑥福祉避難所の確保等の避難行動要支援者支援
	〔保護班〕 ●保護管理課長 ・保護管理課員 ・保護第一課員 ・保護第二課員 ・保護第三課員	①救出及び救護所への搬送 ②福祉仮設住宅への入居手配 ③仮設住宅の運営 ④身元不明遺体の処置 ⑤遺体一時安置所の運営補助 ⑥他班の支援

〔部名〕 ◎部長 ○副部長	〔班名〕 ●班長 ・班員	所掌事務
〔健康部〕 ◎健康部長 ○健康部副部長	〔保健総務班〕 ●保健総務課長 ・保健総務課員	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③地域災害医療本部の運営 ④医療班の編成支援 ⑤救護所の設置 ⑥後方医療体制の確保 ⑦医療機関、医師会との連絡 ⑧医療関係団体の状況調査及び協力要請 ⑨医療ボランティアの受入れ ⑩医薬品、医療機材の調達 ⑪災害時の医療救護体制の整備計画の作成 ⑫応急手当、妊産婦の保護 ⑬応急医療及び助産活動の支援 ⑭避難所における感染症対策 ⑮那覇市立病院（医療救護部）との調整に関すること ⑯避難所・救護所の開設状況の把握 ⑰避難施設、仮設住宅等への巡回医療
	〔健康増進班〕 ●健康増進課長 ・健康増進課員	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③給食施設利用者への食事の提供状況確認・調整 ④避難者の歯科に関する支援 ⑤被災住民の健康維持対策
	〔地域保健班〕 ●地域保健課長 ・地域保健課員	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③医療機関（精神科、神経内科等）の被災状況確認 ④福祉避難所の設置状況の確認 ⑤避難所や在宅被災者の健康管理のための巡回相談 ⑥在宅難病療養者の避難先での療養状況の確認 ⑦公費負担申請の対応 ⑧被災市民に対するこころのケア対策
	〔生活衛生班〕 ●生活衛生課長 ・生活衛生課員	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③食品衛生関係施設、生活衛生関連施設の被害状況調査 ④避難所における食品衛生状況調査 ⑤炊き出し及び食品の取扱い等に関する食品衛生指導 ⑥緊急用飲料水の保管管理指導 ⑦食中毒発生時の対応、発生防止の啓発 ⑧生活衛生関連被災施設の相談及び指導・助言

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務
	<p>〔国民健康保険班〕 ●国民健康保険課長 ・国民健康保険課員</p> <p>〔特定健診班〕 ●特定健診課長 ・特定健診課員</p>	<p>①国民健康保険税の減免措置等 ②国民健康保険一部負担金減免措置 ③後期高齢者医療保険料の減免措置等 ④他班の支援</p>
<p>〔こどもみらい部〕 ◎こどもみらい部長 ○こどもみらい部副部長級</p>	<p>〔こども政策班〕 ●こども政策課長 ・こども政策課員</p> <p>〔こどもみらい班〕 ●こどもみらい課長 ・こどもみらい課員</p> <p>〔子育て応援班〕 ●子育て応援課長 ・子育て応援課員</p>	<p>①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③被災者への就園奨励費支給等の相談 ④被災者に対する保育料等の減免相談 ⑤児童福祉施設等利用者の安全確保、安否確認 ⑥児童福祉施設等の被害調査及び応急対策 ⑦被災した子どもの生活全般に関する相談 ⑧母子生活支援センターさくらの入所者の安否確認、施設の被害調査 ⑨児童扶養手当支給停止者への支給再開相談 ⑩母子・父子家庭等医療費助成の助成停止者への助成再開相談</p>
	<p>〔こども教育保育班〕 ●こども教育保育課長 ・こども教育保育課員</p>	<p>①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③こども園児の安全確保対策、安否確認 ④こども園施設の被害調査及び応急対策 ⑤応急教育活動 ⑥児童福祉施設利用者、こども園児の安全確保対策 ⑦こども園児の応急保育 ⑧こども園の災害直後の措置 ⑨園児、職員の安否確認 ⑩指定避難所（こども園）の情報収集及び連絡調整</p>
<p>〔都市みらい部〕 ◎都市みらい部長 ○都市みらい部副部長級</p>	<p>〔都市計画班〕 ●都市計画課長 ・都市計画課員</p>	<p>①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③公共交通機関の被害状況、運行状況等の情報収集 ④交通規制及び交通規制状況の収集 ⑤緊急輸送計画の策定 ⑥那覇港管理組合との調整に関すること ⑦応援の受入れ ⑧公共交通機関の情報収集と広報 ⑨災害復興計画の策定</p>
	<p>〔道路建設班〕 ●道路建設課長 ・道路建設課員</p>	<p>①道路、橋梁の応急対策 ②道路管理班の支援 ③道路、橋梁の応急復旧計画の策定</p>

〔部名〕 ◎部長 ○副部長	〔班名〕 ●班長 ・班員	所掌事務
	<b>〔道路管理班〕</b> ●道路管理課長 ・道路管理課員	①道路、橋梁の被害調査、応急対策 ②道路上の倒木等の除去 ③土木業者、資機材の確保 ④応急要員及び応急資材、機材の確保 ⑤緊急輸送道路の確保 ⑥交通遮断箇所及び迂回路の公示 ⑦急傾斜地等の警戒、巡視及び応急対策 ⑧街路樹の応急対策 ⑨警察署、交通機関との連絡調整 ⑩他の道路管理者との相互情報収集
	<b>〔花とみどり班〕</b> ●花とみどり課長 ・花とみどり課員	①避難場所（公園）の確保 ②公園施設の応急対策 ③公園管理班の支援 ④公園、緑地の応急復旧計画の策定
	<b>〔公園管理班〕</b> ●公園管理課長 ・公園管理課員	①公園施設の被害調査 ②公園内の倒木等の除去
<b>〔まちなみ共創部〕</b> ◎まちなみ共創部長 ○まちなみ共創部副部長 級	<b>〔技術総務班〕</b> ●技術総務課長 ・技術総務課員 <b>〔まちなみ整備班〕</b> ●まちなみ整備課長 ・まちなみ整備課員	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③事務局から災害情報、被害状況等の収集、他班への周知 ④応援の受入れ ⑤市街地再開発事業中の地区内の被害調査及び復旧対策 ⑥ヘリポートの開設 ⑦他班の支援
	<b>〔建築工事班〕</b> ●建築工事課長 ・建築工事課員	①市営住宅の応急対策 ②市営住宅班の支援 ③仮設住宅の建設、管理 ④被災建築物の応急修理 ⑤被災建築物の応急解体、撤去
	<b>〔市営住宅班〕</b> ●市営住宅課長 ・市営住宅課員	①市営住宅の被害調査及び応急対策 ②公営住宅への被災者の一時入居措置 ③市営住宅の建設計画の策定
	<b>〔建築指導班〕</b> ●建築指導課長 ・建築指導課員	①一般建築物の被害調査 ②被災宅地危険度判定の実施 ③他班の支援
<b>〔上下水道部〕</b> ◎上下水道部長 ○上下水道局副部長	<b>〔水道総務班〕</b> ●総務課長 ・総務課員	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③部内職員の動員及び配置 ④応援協定に基づく応援要請 ⑤業者、応援団体の受入れ

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務
	〔水道総務班 (広報担当)〕 ●企画経営課長 ・企画経営課員	①被災市民に対する広報活動（断水状況、復旧見通し状況、給水場所、衛生面の留意事項等） ②水道復旧及び給水対策に必要な経費 ③他班の支援
	〔配水運用班〕 ●配水課長 ・配水課員 ・工務課員	①病院など優先施設への応急給水 ②被害状況・断水状況等の調査 ③配水の運用 ④応急復旧計画の策定等 ⑤応急復旧状況調査 ⑥他班の支援
	〔応急給水班〕 ●料金サービス課長 ・料金サービス課員 ・契約検査室員	①給水車両の確保 ②給水計画の策定 ③応急給水活動 ④給水資機材の調達 ⑤給水所の設置 ⑥給水のための輸送 ⑦水道料金の減免 ⑧他班の支援
	〔管路復旧班〕 ●水道管理課長 ・水道管理課員 ●水道工務課長 ・水道工務課員	①水道施設の被害調査 ②水道施設の応急復旧 ③水質の保全対策 ④水道復旧資機材の調達 ⑤水道工事事業者の確保 ⑥他班の支援
	〔下水道班〕 ●下水道課長 ・下水道課員	①下水道施設の被害調査、応急対策 ②下水道に関する広報 ③河川域の警戒、巡視 ④水路の水位観測 ⑤マンホールトイレの設置 ⑥下水道施設の応急復旧計画の策定
	〔生涯学習部〕 ◎生涯学習部 長 ○生涯学習部 副部長級	〔教育総務班〕 ●総務課長 ・総務課員  〔生涯学習班〕 ●生涯学習課長 ・生涯学習課員 〔市民スポーツ班〕 ●市民スポーツ課長 ・市民スポーツ課員 〔社会教育施設班〕 ●中央図書館長 ・各図書館職員

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務
	●中央公民館長 ・各公民館職員	
	〔施設班〕 ●施設課長 ・施設課員	①学校教育施設の被害調査及び応急対策 ②避難所開設、運営への協力
〔学校教育部〕 ◎学校教育部 長 ○学校教育部 副部長級	〔学校教育班〕 ●学校教育課長 ・学校教育課員 〔教育相談班〕 ●教育相談課長 ・教育相談課員 〔学務班〕 ●学務課長 ・学務課員 〔教育研究班〕 ●教育研究所長 ・教育研究所員	①部内の連絡調整 ②児童、生徒の安全確保対策、安否確認 ③災害時の教育指導 ④学校教育施設の被害調査及び応急対策の補助 ⑤応急教育活動 ⑥指定避難所（学校教育施設）の情報収集及び連絡調整 ⑦被災児童、生徒に対する教科書等の支給 ⑧児童、生徒の保健衛生 ⑨被災児童、生徒に対するこころのケアの実施
	〔学校給食班〕 ●学校給食課長 ・学校給食課員	①給食施設の被害調査及び応急復旧 ②炊き出しの実施 ③学校給食の衛生管理対策 ④児童生徒への応急給食
〔消防部〕 ◎消防局長 ○消防局次長 ○消防団長	〔消防総務班〕 ●総務課長 ・総務課員	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取り まとめ及び報告 ③消防対策等に必要予算編成 ④消防機械器具の整備及び調達
	〔予防班〕 ●予防課長 ・予防課員	①災害の原因及び損害調査 ②り災証明書の発行（火災に限る。） ③火災、その他の災害の記録
	〔警防班〕 ●警防課長 ・警防課員	①被害状況の把握 ②市内消防力の検証と消防部隊の編成及び資機材の配分 ③沖縄県消防相互応援協定及び緊急消防援助隊への派遣 要請判断 ④緊急消防援助隊等の進出拠点、進出ルート、活動拠点（宿 営地）等、受援体制に関する事 ⑤応援隊を含めた活動部隊ローテーションに関する事 ⑥避難指示・勧告該当地区及び市長、副市長の緊急出動該 地域に関する事
	〔救急班〕 ●救急課長 ・救急課員	①救助業務 ②医療機関との連絡調整
	〔指令情報班〕 ●指令情報課長 ・指令情報課員	①気象情報等の収集 ②消防情報の伝達及び火災警報の発表

〔部名〕 ◎部長 ○副部長	〔班名〕 ●班長 ・班員	所掌事務
	<p>〔中央消防班〕</p> <p>●中央消防署長 ・中央消防署員</p> <p>〔西消防班〕</p> <p>●西消防署長 ・西消防署員</p>	<p>①水、火災その他の災害の警戒・鎮圧</p> <p>②災害発生の子防広報</p> <p>③避難指示（緊急）</p> <p>④救急救助活動</p>
	<p>〔消防団班〕</p> <p>●副団長 ・消防団員</p>	<p>①水、火災その他の災害の警戒・鎮圧</p> <p>②地域住民の避難誘導</p> <p>③救急救助活動</p> <p>④行方不明者の搜索</p> <p>⑤市道の交通規制</p>
<p>〔議会部〕</p> <p>◎議会事務局 長 ○議会事務局 次長</p>	<p>〔庶務班〕</p> <p>●庶務課長 ・庶務課員</p>	<p>①部内の連絡調整</p> <p>②部員の被災状況、所管施設の被災状況等の収集、取り まとめ及び報告</p>
	<p>〔議事管理班〕</p> <p>●議事管理課長 ・議事管理課員</p>	<p>①市議会議員の安否確認</p> <p>②市議会議員への情報提供</p> <p>③災害時における議会活動に関すること</p>
	<p>〔調査法制班〕</p> <p>●調査法制課長 ・調査法制課員</p>	<p>④市議会議員の被災地視察に関すること</p>
<p>〔選挙部〕</p> <p>◎選挙管理委 員会事務局 長 ○選挙管理委 員会事務局 副参事</p>	<p>〔選挙管理委員会事 務局班〕</p> <p>●選挙管理委員会事 務局副参事 ・選挙管理委員会事務 局員</p>	<p>①部員の被災状況、所管施設の被災状況等の収集、取り まとめ及び報告</p> <p>②事務局の支援</p>
<p>〔監査部〕</p> <p>◎監査委員事 務局長 ○監査委員事 務局副参事</p>	<p>〔監査委員事務局班〕</p> <p>●監査委員事務局副 参事 ・監査委員事務局員</p>	<p>①部員の被災状況、所管施設の被災状況等の収集、取り まとめ及び報告</p> <p>②事務局の支援</p>

## 第2章 情報の収集・伝達、災害警戒

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 概況調査	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>企画調整班</u> 、 <u>市民生活安全班</u> 、 <u>まちづくり協働推進班</u> 、 <u>保健総務班</u> 、 <u>地域保健班</u> 、 <u>生活衛生班</u> 、 <u>各担当班</u>
第2節 情報連絡体制の確立	●			<u>総務総括班</u>
第3節 中間調査	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>企画調整班</u> 、 <u>市民生活安全班</u> 、 <u>まちづくり協働推進班</u> 、 <u>各担当班</u>
第4節 確定調査		●		<u>各担当班</u>
第5節 被害情報の取りまとめ・伝達	●			<u>企画調整班</u> 、 <u>総務総括班</u> 、 <u>各担当班</u>
第6節 県等への被害の報告	●			<u>総務総括班</u>
第7節 気象警報等の伝達	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>秘書広報班</u> 、 <u>平和交流・男女参画班</u> 、 <u>指令情報班</u>
第8節 災害危険箇所、異常現象等に関する情報	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>秘書広報班</u> 、 <u>平和交流・男女参画班</u> 、 <u>道路管理班</u> 、 <u>警防班</u> 、 <u>消防団班</u>

### 第1節 概況調査

(担当：総務総括班、企画調整班、市民生活安全班、まちづくり協働推進班、保健総務班、地域保健班、生活衛生班、各担当班)

本節については、第3編 第2章「第1節 概況調査」を参照した上で、情報収集及び報告の留意点に関しては、風水害等の特徴を踏まえて次のとおり行う。

#### 【情報の収集及び整理における留意点】

区分	情報の種類
情報収集・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告する。</li> <li>○消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。</li> <li>○行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</li> <li>○行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等の外国人登録対象外の者は外務省）または県に連絡する。</li> </ul>

区 分	情報の種類
情報整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確認情報と未確認情報（至急確認すべき情報）とを区別する。</li> <li>○確認情報に基づき被害の全体像を把握する。</li> <li>○情報の空白地域を把握する。</li> <li>○被害が甚大な地域、被害が軽微な地域、被害がない地域を把握する。</li> <li>○被災状況確認及び報告、災害記録等で活用できる写真を収集し保管する。</li> </ul>

## 第2節 情報連絡体制の確立（担当：総務総括班）

本節については、第3編 第2章「第2節 情報連絡体制の確立」を参照する。

## 第3節 中間調査

（担当：総務総括班、企画調整班、市民生活安全班、まちづくり協働推進班、各担当班）

本節については、第3編 第2章「第3節 中間調査」を参照する。

## 第4節 確定調査（担当：各担当班）

本節については、第3編 第2章「第4節 確定調査」を参照する。

## 第5節 被害情報の取りまとめ・伝達（担当：企画調整班、総務総括班、各担当班）

本節については、第3編 第2章「第5節 被害情報の取りまとめ・伝達」を参照する。

## 第6節 県等への被害の報告（担当：総務総括班）

本節については、第3編 第2章「第6節 県等への被害の報告」を参照する。

## 第7節 気象警報等の伝達（担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、指令情報班）

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象注意報・警報・特別警報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する。

第1 本市の気象警報等の種類と発表基準

1 気象業務法に定める警報等

(1) 気象注意報・警報・特別警報

種 別		基 準
注意報	強風注意報	平均風速が15m/s以上
	波浪注意報	有義波高が2.5m以上
	高潮注意報	潮位が標高1.3m以上 (注) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要(警戒レベル2) (注) 高潮警報に切り替える可能性が高い旨、言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雨注意報	【表面雨量指数】13、【土壌雨量指数】109 (注) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要(警戒レベル2)
	洪水注意報	【流域雨量指数】安謝川流域=4.7、国場川流域=7.8、饒波川流域=9.6、安里川流域=8.6 【複合基準*】安謝川流域=(6, 4.2)、国場川流域=(10, 6.9)、饒波川流域=(6, 9.6)、安里川流域=(6, 7.5) (注) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要(警戒レベル2)
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	最小湿度が50%以下で実効湿度が60%以下
濃霧注意報	視程が陸上で100m以下、海上で500m以下	
警報	暴風警報	平均風速が25m/s以上
	波浪警報	有義波高が6.0m以上
	高潮警報	潮位が標高2.0m以上 (注) 避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	大雨警報	(浸水害)【表面雨量指数】24、(土砂災害)【土壌雨量指数】156 (注) 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	【流域雨量指数】安謝川流域=5.9、国場川流域=13.4、饒波川流域=12、安里川流域=10.8 【複合基準*】安謝川流域=(10, 5.3)、国場川流域=(10, 13.4)、安里川流域=(24, 8.3) (注) 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 (注) 数十年に一度の降雨量を要因とする大雨特別警報が発表される時は、災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合 (注) 避難が必要とされる警戒レベル4に相当

種 別	基 準
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合

※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

## (2) 気象情報等

台風その他異常気象についてその状況を具体的に説明するもので、注意報・警報の情報価値を高め、適切な防災対策がより効果的に行われるために、沖縄気象台から気象情報等が随時発表される。なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は、次のとおりである。

台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径）		台風の強さ（最大風速）	
大 型	500 km以上 800 km未満	強 い	33m/s 以上 44/m s 未満
超大型	800 km以上	非常に強い	44m/s 以上 54/m s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

## (3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

大雨警報や洪水警報等が発表された地域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、危険度分布で色分けして表示する。概要は次のとおりとする。

種類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）等や土砂災害警戒情報が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認できる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域</p>

種類	概要
	に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までに警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

地方海上警報の種類	発表基準
海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合または継続中の警報を解除する場合
海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が500m以下（0.3カリ以下）
海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が13.9～17.2m/s（28ノット以上34ノット未満）
海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が17.2～24.5m/s（34ノット以上48ノット未満）
海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が24.5～32.7m/s（48ノット以上64ノット未満）
海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が32.7m/s以上（64ノット以上）

2 水防警報等

(1) 水防活動用気象情報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は、「1(1)気象注意報・警報・特別警報」に定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替される。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報または大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報または津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報または高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防警報

水防警報とは、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(3) 氾濫警戒情報

県は、県指定の水位周知河川において氾濫危険水位に達した場合、沖縄県水防計画に基づいて関係市町村等に氾濫警戒情報を伝達する。市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

3 火災警報等の発令

(1) 火災警報

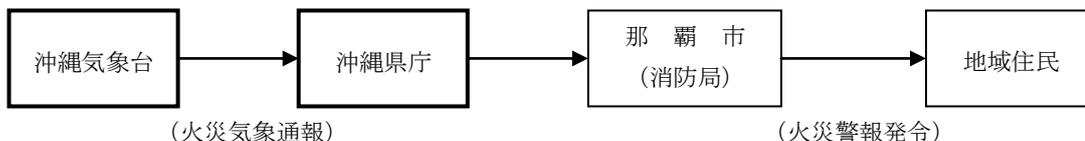
市長（消防局長）は、次の場合には、火災警報を発令することができる。

○消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき。  
 ○気象が次の状況またはその他の理由により火災予防上危険であると認めるとき。

(火災警報の発表基準)

①実効湿度60パーセント以下で、最小湿度が40パーセント以下となり、かつ、平均風速10メートル以上吹いているとき。  
 ②平均風速20メートル以上の風が吹いているとき。ただし、降雨中、又は台風接近等においてはこの限りでない。  
 ③前2号に掲げるもののほか、気象状況が火災予防又は警戒上特に危険であると認められるとき。

【火災警報等の伝達系統図】



(2) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災予防上危険と認められるときは、沖縄气象台が沖縄県知事に対して通報し、沖縄県を通じて那覇市や那覇消防局に伝達される（沖縄県と沖縄气象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づく）。

4 市長が行う警報等

災害に関する予報または警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報または警報を知ったとき、もしくは災害に関する警報をしたときは、市地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報または通知に係る事項を関係機関及び市民その他の関係ある公私の団体に伝達する。この場合において必要があると認めるときは、市長は、市民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について必要な通知または警告を行う。

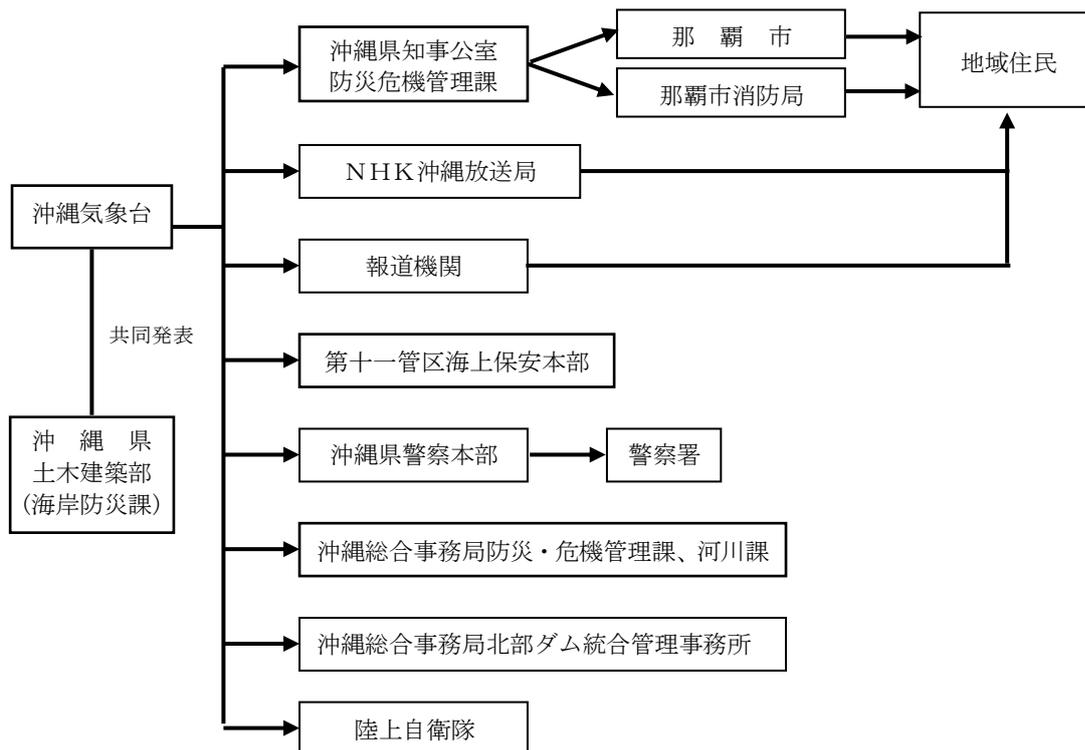
5 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と沖縄气象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する（避難が必要とされ

る警戒レベル4に相当)。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認できる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるか等、すでに実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

【土砂災害警戒情報の伝達系統図】



### 6 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で確認できる。

### 7 竜巻注意情報

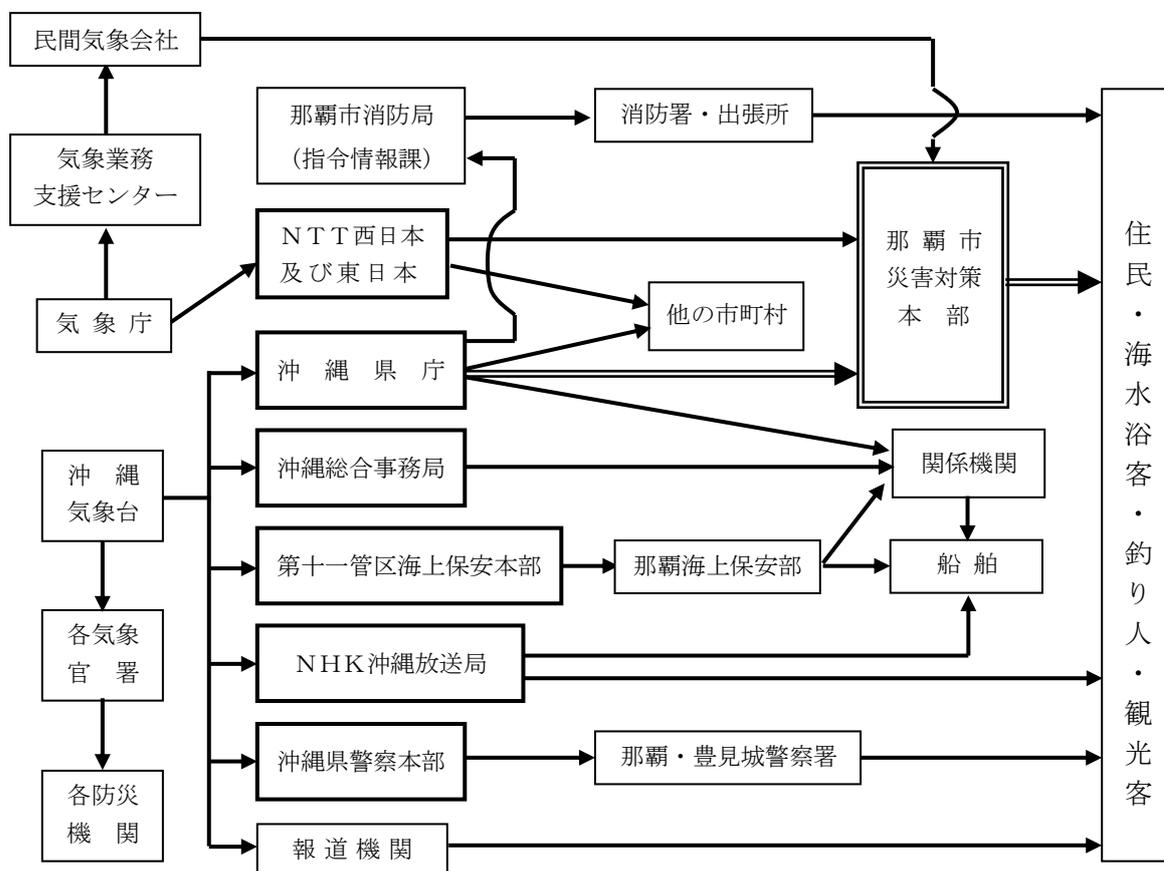
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更な

る竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を各気象台が受け持つ一次細分区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

## 第2 気象警報等の伝達

### 1 気象警報等の伝達系統図



※太枠内の機関は、気象業務法第8条第1号の規定に基づく法定伝達先、細枠内の機関は、その他の連絡機関（以下、伝達系統は同様とする。）

※二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が業務づけられている伝達経路。

### 2 NTT西日本及び東日本に通知する警報事項等

#### (1) 警報の種類

沖縄気象台がNTT西日本及び東日本へ通知する警報の種類は、暴風警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報、波浪警報、波浪特別警報、洪水警報とする。

#### (2) 通知の方法

気象庁とNTT西日本及び東日本をオンライン接続することにより、沖縄気象台が発表する警報事項をNTTに通知する。

第3 警報等の受領責任及び伝達方法

防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について、ラジオ等を常備し、また県防災行政無線、インターネット等を活用して積極的に収集する。

関係機関から通報される警報等は、市消防局指令情報班（以下「指令班」という。）において受領し、警報等迅速、確実な収集を行う。指令班は、直ちにその旨を総務総括班に伝達し、総務総括班は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、または大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長に報告する。

指令班から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について文書をもって記録する。

【受領時の記録事項】

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ○警報等または災害の種類 | ○発表または発生の日時  |
| ○警報等または災害の内容 | ○送話者及び受話者の職名 |
| ○その他必要な事項    |              |

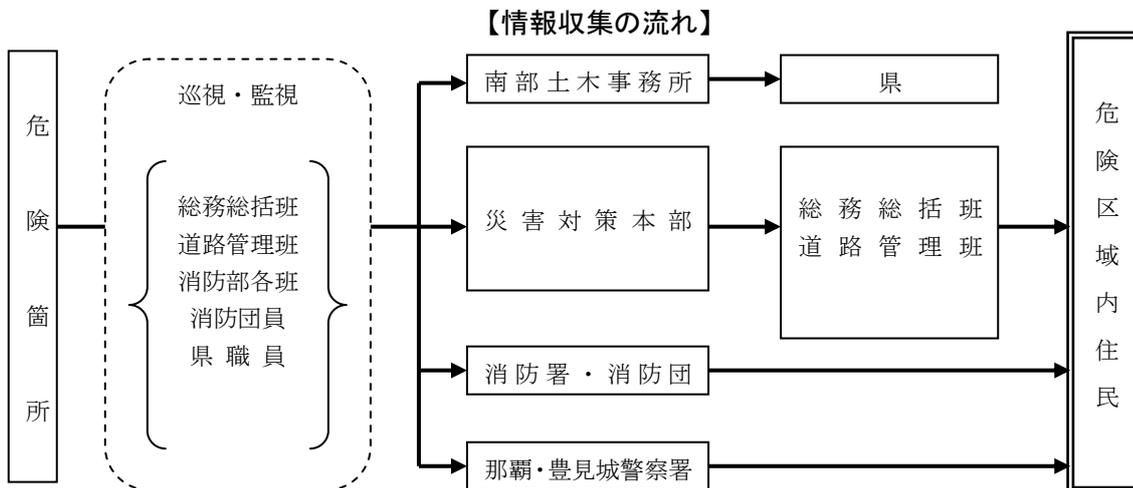
第8節 災害危険箇所、異常現象等に関する情報

（担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、道路管理班、警防班、消防団班）

第1 水位・潮位・災害危険箇所等の情報収集

水位、潮位、重要水防箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等、危険箇所の情報収集は、総務総括班、土木管理班、道路管理班が関係機関と連携、協力して行う。

なお、危険潮位（平均潮位より2m）に達したときは、県から総務総括班に連絡があるため、直ちに本部体制をとる。



- 【資料編】 4-1 地すべり危険箇所一覧  
 4-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧  
 4-5 土石流危険溪流一覧  
 4-6 重要水防地域一覧  
 4-7 道路危険区域状況

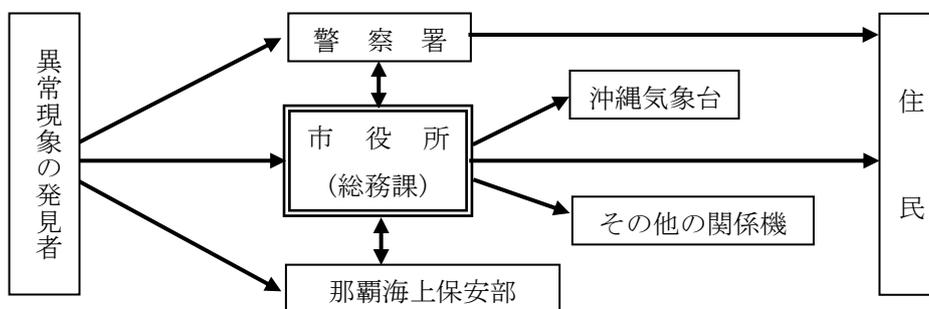
第2 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した際の通報系統及び通報を要する異常現象は、次のとおりとする。

【通報を要する異常現象】

事項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

【通報系統図】



【通報要領】

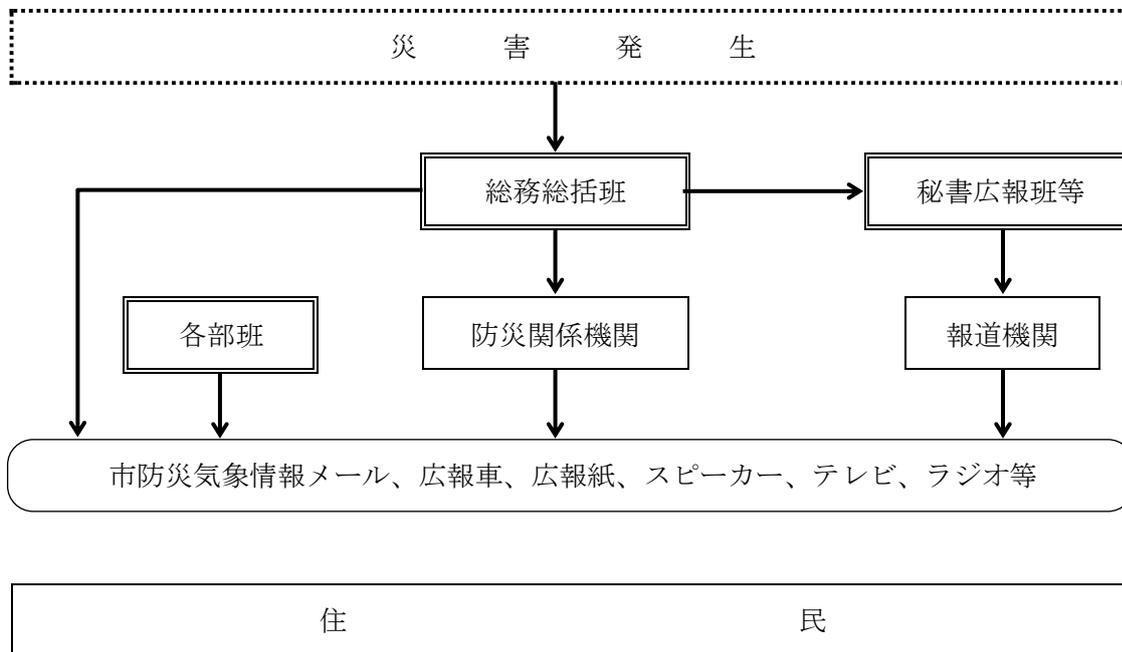
- 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市長、各担当区域の警察署または那覇海上保安部に通報する。
- 通報を受けた警察署または海上保安部は、その旨を市長に通報する。
- 通報を受けた市長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を沖縄気象台その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

### 第3章 災害時の広報

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">文字</span> は主担当、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">斜字</span> は副担当)
第1節 災害情報の広報	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">平和交流・男女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防部各班</span>
第2節 観光客等への広報	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">平和交流・男女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">商工農水班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">なはまち振興班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">観光班</span>
第3節 広報広聴活動の実施		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">平和交流・男女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">市民生活安全班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">まちづくり協働推進班</span>
第4節 避難所及び市民への広報		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">平和交流・男女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">各担当班</span>
第5節 防災関係機関の広報	●	●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">警察署</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">関係機関</span>
第6節 報道機関への広報の要請	●	●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">平和交流・男女参画班</span>
第7節 報道機関への対応	●	●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">平和交流・男女参画班</span>

市及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、または業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、市民への普及啓発に努める。

【情報伝達の経路】



第1節 災害情報の広報（担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、消防部各班）

大規模な災害が発生し、または発生するおそれのある場合、市所有の広報手段を活用する。状況によっては、報道機関に協力を依頼し、市民等への避難及び注意等の広報を実施する。

なお、その際には、高齢者、障がい者（視覚・聴覚等）、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

【広報手段】

- 防災行政無線（屋外拡声器）
- 広報車による巡回広報
- 市ホームページによる緊急広報
- 応援協定に基づく報道機関への緊急放送要請
- 県を通じて報道機関への緊急放送依頼
- 臨時広報紙の発行
- 市防災気象情報メールの配信
- 防災行政無線連携システム放送（館内及び校内放送）
- SNS（公式ツイッター、公式フェイスブック、公式LINE、公式インスタグラム）
- 災害情報共有システム（Lアラート）に連携した公共情報コモンズによる報道機関への情報提供

【資料編】12-4(1) 那覇市土砂災害情報相互通報システムによる災害緊急方法に関する協定書  
12-4(2) 災害時における放送要請に関する協定書

【段階に応じた広報内容】

段階		広報内容
警戒段階	台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用語の解説、情報の取得先、市民等のとるべき措置</li> <li>○台風・気象情報</li> <li>○水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）</li> <li>○警報</li> <li>○災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）</li> <li>○被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）</li> <li>○道路・交通状況（渋滞、通行規制等）</li> <li>○公共交通機関の運行状況</li> <li>○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）</li> <li>○避難情報（準備情報）</li> </ul>
初期段階	暴風、浸水、土砂災害が予測される時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）</li> </ul>
応急段階	暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）</li> <li>○医療機関の状況</li> <li>○感染症対策活動の実施状況</li> <li>○食料、生活必需品の供給予定</li> <li>○災害相談窓口の設置状況</li> <li>○その他市民や事業所の取るべき措置</li> </ul>

**第2節 観光客等への広報**

(担当：秘書広報班、平和交流・男女参画班、商工農水班、なはまち振興班、観光班)

本節については、第3編 第3章「第2節 観光客等への広報」を参照する。

**第3節 広報広聴活動の実施**

(担当：秘書広報班、平和交流・男女参画班、市民生活安全班、まちづくり協働推進班)

本節については、第3編 第3章「第3節 広報広聴活動の実施」を参照する。

**第4節 避難所及び市民への広報 (担当：秘書広報班、平和交流・男女参画班、各担当班)**

本節については、第3編 第3章「第4節 避難所及び市民への広報」を参照した上で、市民への広報に関しては、風水害等の特徴を踏まえて次のとおり行う。

**【広報手段に応じた広報内容】**

広報手段	広報内容	備考
防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、市ホームページ、新聞、携帯メール、SNS	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報（各気象警報等）</li> <li>○避難情報（避難勧告・避難指示等）</li> <li>○災害発生防止措置の実施</li> <li>○避難所開設情報</li> <li>○交通規制情報</li> <li>○交通機関運航状況（バス、モノレール、航空機、船舶等）</li> <li>○給水、食料供給の情報</li> <li>○ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信）被害・復旧状況</li> <li>○医療機関の受入れ情報</li> <li>○ごみ及び災害廃棄物の処理</li> <li>○応急活動の状況、復旧の見通し</li> <li>○デマ、流言に関する注意喚起</li> <li>○その他行政情報（各種相談窓口、り災証明関係、義援金・救援物資関係、災害ボランティア情報等）</li> </ul>	必要に応じて実施
避難所掲示板	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所生活の注意事項</li> <li>○災害用伝言ダイヤルの使用方法</li> <li>○住民サービスの情報等</li> <li>○バス、モノレールの運行情報</li> </ul>	避難所入口に掲示
広報紙の作成配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害の状況</li> <li>○復旧の状況</li> <li>○仮設住宅、福祉仮設住宅の入居等について</li> </ul>	2、3日または毎月ごとに発行し、避難所、本部で配布

第5節 防災関係機関の広報（担当：消防部各班、警察署、関係機関）

本節については、第3編 第3章「第5節 防災関係機関の広報」を参照する。

第6節 報道機関への広報の要請（担当：秘書広報班、平和交流・男女参画班）

本節については、第3編 第3章「第6節 報道機関への広報の要請」を参照する。

第7節 報道機関への対応（担当：秘書広報班、平和交流・男女参画班）

本節については、第3編 第3章「第7節 報道機関への対応」を参照する。

## 第4章 相互協力・応援要請

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、 <span style="border: 1px solid black;">斜字</span> は副担当)
第1節 自衛隊派遣要請依頼	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">平和交流・男女参画班</span>
第2節 県知事への要請	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span>
第3節 応援協定に基づく応援要請	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">水道総務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">指令情報班</span>
第4節 民間企業等への協力要請	●			<span style="border: 1px solid black;">各担当班</span>
第5節 自衛隊、米軍その他応援隊の受入れ	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">平和交流・男女参画班</span>
第6節 要員の確保	●	●		<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">人事班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">商工農水班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">福祉政策班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">各担当班</span>
第7節 ボランティアセンターの設置・運営		●		<span style="border: 1px solid black;">福祉政策班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">保健総務班</span>

### 第1節 自衛隊派遣要請依頼（担当：総務総括班、平和交流・男女参画班）

本節については、第3編 第4章「第1節 自衛隊派遣要請依頼」を参照する。

### 第2節 県知事への要請（担当：総務総括班）

本節については、第3編 第4章「第2節 県知事への要請」を参照する。

### 第3節 応援協定に基づく応援要請（担当：総務総括班、水道総務班、指令情報班）

本節については、第3編 第4章「第3節 応援協定に基づく応援要請」を参照する。

### 第4節 民間企業等への協力要請（担当：各担当班）

本節については、第3編 第4章「第4節 民間企業等への協力要請」を参照する。

### 第5節 自衛隊、米軍その他応援隊の受入れ（担当：総務総括班、平和交流・男女参画班）

本節については、第3編 第4章「第5節 自衛隊、米軍その他応援隊の受入れ」を参照する。

第6節 要員の確保（担当：総務総括班、人事班、商工農水班、福祉政策班、各担当班）

本節については、第3編 第4章「第6節 要員の確保」を参照する。

第7節 ボランティアセンターの設置・運営（担当：福祉政策班、保健総務班）

本節については、第3編 第4章「第7節 ボランティアセンターの設置・運営」を参照する。

## 第5章 災害救助法の適用

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 災害救助法の適用基準		●		—
第2節 滅失世帯の算定基準		●		<span style="border: 1px solid black;">福祉政策班</span> 、 <i>総務総括班</i>
第3節 災害救助法の適用手続き		●		<span style="border: 1px solid black;">福祉政策班</span> 、 <i>総務総括班</i>
第4節 災害救助法による救助実施状況の報告等		●		<span style="border: 1px solid black;">福祉政策班</span> 、 <i>総務総括班</i>
第5節 救助業務の実施者		●		<span style="border: 1px solid black;">福祉政策班</span> 、 <i>総務総括班</i> 、 <i>各担当班</i>

## 第1節 災害救助法の適用基準

本節については、第3編 第5章「第1節 災害救助法の適用基準」を参照する。

第2節 滅失世帯の算定基準（担当：福祉政策班、*総務総括班*）

本節については、第3編 第5章「第2節 滅失世帯の算定基準」を参照する。

第3節 災害救助法の適用手続き（担当：福祉政策班、*総務総括班*）

本節については、第3編 第5章「第3節 災害救助法の適用手続き」を参照する。

第4節 災害救助法による救助実施状況の報告等（担当：福祉政策班、*総務総括班*）

本節については、第3編 第5章「第4節 災害救助法による救助実施状況の報告等」を参照する。

第5節 救助業務の実施者（担当：福祉政策班、*総務総括班*、*各担当班*）

本節については、第3編 第5章「第5節 救助業務の実施者」を参照する。

## 第6章 避難対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 避難勧告等、警戒区域の設定	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>都市みらい部各班</u> 、 <u>消防部各班</u> 、 <u>警察署</u> 、 <u>那覇海上保安部</u> 、 <u>自衛隊</u>
第2節 避難誘導	●			<u>企画財務部各班</u> 、 <u>消防部各班</u> 、 <u>警察署</u>
第3節 避難所の開設	●			<u>避難所支援部各班</u>
第4節 避難所の運営	●	●		<u>避難所支援部各班</u>
第5節 広域一時滞在		●		<u>総務総括班</u>
第6節 避難者への配慮		●		<u>避難所支援部各班</u>
第7節 避難所の統合・閉鎖			●	<u>避難所支援部各班</u>

### 第1節 避難勧告等、警戒区域の設定

(担当：総務総括班、都市みらい部各班、消防部各班、警察署、那覇海上保安部、自衛隊)

#### 第1 避難勧告等の実施者及び職務代理者

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で市民の生命、身体に危険が及ぶと判断したときは、危険地域住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を行う。ただし、避難勧告等を発令する場合は可能な限り対象地域を指定し実施するものとし、あわせて避難所の開設を行う。また、災害による危険がより切迫し、特に緊急の意思決定を要する場合において市長の判断を得ることができないときや、市長が不在または連絡不能のとき等は、市長の職務を次の順位により代行する。

なお、職務代理者は市長の権限を代行するもので、その効果は市長に帰属する。また、職務代理者は避難勧告等を実施した場合は速やかに市長にその旨を報告し、以後の指示を受ける。

#### 【避難勧告等の発令職務代行者】

- |     |             |
|-----|-------------|
| 第1位 | 総務部を担当する副市長 |
| 第2位 | 他の副市長       |
| 第3位 | 政策総括調整監     |
| 第4位 | 総務部長        |
| 第5位 | 消防局長        |

知事は、大規模な災害等により市長がこれを行えない場合、代わりに実施する。このほか、警察官、海上保安官、水防管理者、自衛隊員またはその命を受けた職員が行う。

1 避難準備・高齢者等避難開始

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

2 避難勧告

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
職務代理者 (副市長、政策総括調整監、総務部長、消防局長)	災害全般	地方自治法第153条	市長の判断を得るいとまがないときまたは市長が不在等のとき
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行

3 避難指示（緊急）

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
職務代理者 (副市長、政策総括調整監、総務部長、消防局長)	災害全般	地方自治法第153条	市長の判断を得るいとまがないときまたは市長が不在等のとき
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合または市長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき
知事またはその命を受けた職員	洪水、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	

## 第2 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法 第63条	
職務代理人 (副市長、政策総括 調整監、総務部長、 消防局長)	災害全般	地方自治法 第153条	市長の判断を得るいとまがないとき または市長が不在等のとき
知事	災害全般	災害対策基本法 第73条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法 第63条	市長から要請がある場合または市長 (委任を受けた職員含む)がその場に いないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法 第63条	市長(委任を受けた職員含む)、警察 官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定、 消防吏員・団員がいないときまたは要 求があったとき
消防機関に属する者	洪水、高潮	水防法第21条	

### 【「警戒区域の設定」と「避難指示(緊急)」の違い】

警戒区域の設定が避難指示(緊急)と異なる点は、次のとおりとする。

- 警戒区域の設定が地域的にとらえて、立入制限・禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図るもの(避難指示(緊急)は、対人的にとらえて、指示を受ける者の保護を目的とするもの)
- 災害がより急迫している場合に行使
- 警戒区域の設定には強制力があり、その違反には罰金または拘留の罰則がある(避難指示(緊急)には、強制力はなし)。
- ※上記のとおり、警戒区域の設定には罰則の規定があるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。

第3 避難勧告等の基準

「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、市民等がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化する。多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難勧告等よりも先に発表されるため、警戒レベルに相当する防災気象情報が発表された際には、避難勧告等が発令されていなくても自ら避難の判断をするよう、市民への普及啓発に努める。

【警戒レベルを用いた避難勧告等】

警戒レベル	市民がとるべき行動	避難情報	防災気象情報
レベル5	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報	警戒レベル5相当情報 ・大雨特別警報 ※大雨特別警報には、数十年に一度の大雨を要因とするものと、数十年に一度の強さの台風を要因とするものがあり、前者が警戒レベル5相当情報である ・護岸天端高水位
レベル4	速やかに避難先へ避難する。指定避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。	避難指示(緊急) 避難勧告	警戒レベル4相当情報 ・土砂災害警戒情報 ・危険度分布「非常に危険」 ・氾濫危険水位 ・高潮特別警報・警報
レベル3	避難に時間を要する人(高齢者、障がい者、乳幼児等)とその支援者は避難する。その他の者は避難の準備を行う。	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3相当情報 ・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報 ・危険度分布「警戒」 ・氾濫警戒情報 ・警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
レベル2	ハザードマップ等で避難行動を確認する。	—	警戒レベル2相当情報 ・警報に切り替える可能性が高い 大雨注意報 ・洪水注意報 ・危険度分布「注意」 ・氾濫注意情報 ・高潮注意報
レベル1	災害への心得を高める	—	・早期警戒情報(警報級の可能性)

【暴風・その他の災害】

避難情報	種類	基準
避難勧告	暴風	引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきたとき(風速25キロメートル以上で、更に強まっていくことが予想される)。
	その他	警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備・高齢者等避難開始の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきたとき。

避難情報	種類	基準
避難準備・高齢者等避難開始	暴風	暴風の襲来により、短時間後に危険が予想される時。
	その他	警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される時。

#### 第4 伝達事項及び伝達方法

本項については、第3編 第6章 第2節「第4 伝達事項及び伝達方法」を参照する。

#### 第5 避難勧告等及び警戒区域設定者の措置

本項については、第3編 第6章 第2節「第5 避難勧告等及び警戒区域設定者の措置」を参照する。

#### 第6 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

本項については、第3編 第6章 第2節「第6 放送を活用した避難勧告等情報の伝達」を参照する。

#### 第7 解除の基準

本項については、第3編 第6章 第2節「第7 解除の基準」を参照する。

#### 第8 屋内安全確保

本項については、第3編 第6章 第2節「第8 屋内安全確保」を参照する。

### 第2節 避難誘導（担当：企画財務部各班、消防部各班、警察署）

#### 第1 避難誘導

本項については、第3編 第6章 第3節「第1 避難誘導」を参照する。

#### 第2 避難時の留意事項等

本項については、第3編 第6章 第3節「第2 避難時の留意事項等」を参照する。

#### 第3 避難の誘導方法

本項については、第3編 第6章 第3節「第3 避難の誘導方法」を参照する。

なお、災害が激甚の場合または緊急を要する場合の避難者の移送は、第3編「第11章 緊急輸送対策」を参照する。

#### 第4 船舶等の避難

那覇海上保安部は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港

外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港制限、移動を命ずる等の規制を行う。

**第3節 避難所の開設（担当：避難所支援部各班）**

本節については、第3編 第6章「第4節 避難所の開設」を参照する。

**第4節 避難所の運営（担当：避難所支援部各班）**

本節については、第3編 第6章「第5節 避難所の運営」を参照する。

**第5節 広域一時滞在（担当：総務総括班）**

本節については、第3編 第6章「第6節 広域一時滞在」を参照する。

**第6節 避難者への配慮（担当：避難所支援部各班）**

本節については、第3編 第6章「第7節 避難者への配慮」を参照する。

**第7節 避難所の統合・閉鎖（担当：避難所支援部各班）**

本節については、第3編 第6章「第8節 避難所の統合・閉鎖」を参照する。

## 第7章 要配慮者対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1節 要配慮者の安全・安否確認	●			<u>福祉政策班</u> 、 <u>ちゃーがんじゅう班</u> 、 <u>障がい福祉班</u> 、 <u>保健総務班</u> 、 <u>地域保健班</u> 、 <u>こどもみらい部各班</u>
第2節 観光客対策	●			<u>商工農水班</u> 、 <u>観光班</u>
第3節 避難所での要配慮者支援対策	●			<u>福祉政策班</u> 、 <u>ちゃーがんじゅう班</u> 、 <u>障がい福祉班</u> 、 <u>こどもみらい部各班</u> 、 <u>避難所支援部各班</u> 、 <u>建築指導班</u>
第4節 福祉避難所の設置等	●	●		<u>福祉政策班</u> 、 <u>ちゃーがんじゅう班</u> 、 <u>障がい福祉班</u> 、 <u>市民税班</u> 、 <u>資産税班</u> 、 <u>納税班</u>
第5節 巡回ケア・広報・相談窓口の設置		●		<u>総務総括班</u> 、 <u>市民生活安全班</u> 、 <u>まちづくり協働推進班</u> 、 <u>健康部各班</u>
第6節 福祉仮設住宅の供給、復旧期応急ケア対策			●	<u>市民生活安全班</u> 、 <u>まちづくり協働推進班</u> 、 <u>福祉部各班</u>

本章は、要配慮者に対し、防災及び災害時の応急対策が円滑に行われることを目的とする。また、要配慮者に対する対応は、本計画の全ての事項で配慮が必要である。

## 【要配慮者とは】

<input type="checkbox"/> 高齢者	<input type="checkbox"/> 身体障がい者	<input type="checkbox"/> 精神障がい者	<input type="checkbox"/> 知的障がい者
<input type="checkbox"/> 内部障がい者（難病患者等）	<input type="checkbox"/> 妊産婦	<input type="checkbox"/> 乳幼児	
<input type="checkbox"/> 病人	<input type="checkbox"/> 観光客	<input type="checkbox"/> 日本語を解さない外国人	<input type="checkbox"/> その他要介助者

## 第1節 要配慮者の安全・安否確認

(担当：福祉政策班、ちゃーがんじゅう班、障がい福祉班、保健総務班、地域保健班、こどもみらい部各班)

本節については、第3編 第7章「第1節 要配慮者の安全・安否確認」を参照する。

第2節 観光客対策（担当：商工農水班、観光班）

本節については、第3編 第7章「第2節 観光客対策」を参照する。

第3節 避難所での要配慮者支援対策

(担当：福祉政策班、ちゃーがんじゅう班、障がい福祉班、避難所支援部各班、こどもみらい部各班、建築指導班)

本節については、第3編 第7章「第3節 避難所での要配慮者対策」を参照する。

第4節 福祉避難所の設置等

(担当：福祉政策班、ちゃーがんじゅう班、障がい福祉班、市民税班、資産税班、納税班)

本節については、第3編 第7章「第4節 福祉避難所の設置等」を参照する。

第5節 巡回ケア・広報・相談窓口の設置

(担当：総務総括班、市民生活安全班、まちづくり協働推進班、健康部各班)

本節については、第3編 第7章「第5節 巡回ケア・広報・相談窓口の設置」を参照する。

第6節 福祉仮設住宅の供給、復旧期応急ケア対策

(担当：市民生活安全班、まちづくり協働推進班、福祉部各班)

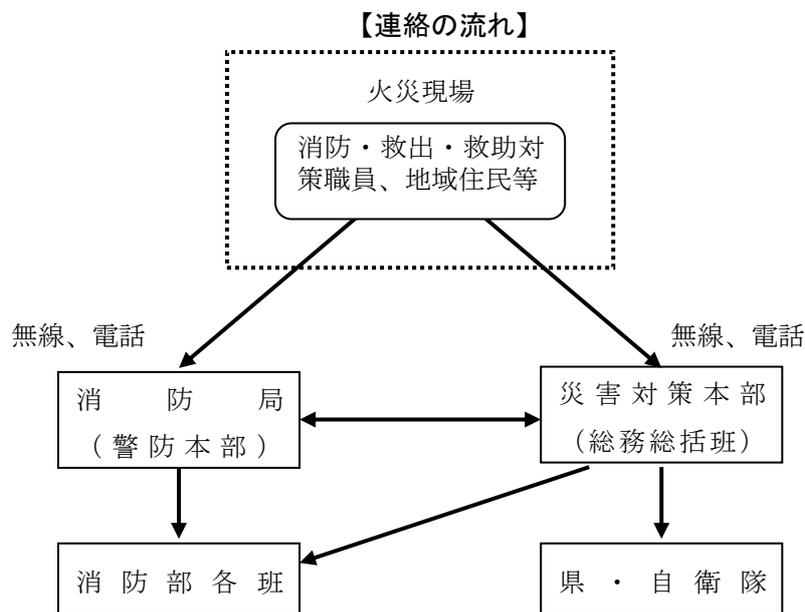
本節については、第3編 第7章「第6節 福祉仮設住宅の供給、復旧期応急ケア対策」を参照する。

## 第8章 消防・救急・救助活動

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 消火活動	●			<span style="border: 1px solid black;">消防部各班</span> 、各担当班
第2節 救出活動の実施	●			<span style="border: 1px solid black;">消防部各班</span> 、各担当班
第3節 行方不明者リストの作成		●		<span style="border: 1px solid black;">市民班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">文化振興班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">各支所班</span>
第4節 行方不明者の捜索		●		<span style="border: 1px solid black;">警防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">救急班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">中央消防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">西消防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">消防団班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">警察署</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">那覇海上保安部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">自衛隊</span>
第5節 救護所への傷病者の搬送	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">資産税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">納税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">警防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">救急班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">中央消防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">西消防班</span> 、

本章は、「那覇市消防警防規程」を基本とし、災害による火災に対応するため、基本事項を次のように定める。

- 市民、自主防災組織及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
- 消防部各班は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。



**第1節 消火活動 (担当: 消防部各班、各担当班)**

本節については、第3編 第8章「第1節 消火活動」を参照する。

密集地及び火災危険箇所での火災発生については、消防活動困難地域警防計画に基づき、火災防御活動を行う。

**第2節 救出活動の実施**（担当：消防部各班、各担当班）

本節については、第3編 第8章「第3節 救出活動の実施」を参照する。

**第3節 行方不明者リストの作成**（担当：市民班、文化振興班、各支所班）

本節については、第3編 第8章「第4節 行方不明者リストの作成」を参照する。

**第4節 行方不明者の搜索**

（担当：警防班、救急班、中央消防班、西消防班、消防団班、警察署、那覇海上保安部、自衛隊）

本節については、第3編 第8章「第5節 行方不明者の搜索」を参照する。

**第5節 救護所への傷病者の搬送**

（担当：総務総括班、市民税班、資産税班、納税班、警防班、救急班、中央消防班、西消防班）

本節については、第3編 第8章「第6節 救護所への傷病者の搬送」を参照する。

## 第9章 災害時の医療救護

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 医療救護体制の確立	●			<u>健康部各班</u> 、 <u>救急班</u>
第2節 応急・臨時救護所、助産所の設置	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>保健総務班</u> 、 <u>消防部各班</u> 、 <u>関係機関</u>
第3節 応急・臨時救護所の活動	●			<u>健康部各班</u> 、 <u>消防部各班</u>
第4節 後方医療機関への搬送	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>管財班</u> 、 <u>市民税班</u> 、 <u>資産税班</u> 、 <u>納税班</u> 、 <u>消防部各班</u>
第5節 巡回救護の実施		●		<u>健康部各班</u>
第6節 こころのケア対策			●	<u>健康部各班</u>

県は、災害等により集団的に発生する傷病者に対応するため、救急医療部会を設置し、救急医療対策を行う。市は、県及び医療関係機関と緊密に連携し、迅速かつ確かな医療救護活動（助産を含む。）を行う。

#### 第1節 医療救護体制の確立（担当：健康部各班、救急班）

本節については、第3編 第9章「第1節 医療救護体制の確立」を参照する。

#### 第2節 応急・臨時救護所、助産所の設置 (担当：総務総括班、保健総務班、消防部各班、関係機関)

本節については、第3編 第9章「第2節 応急・臨時救護所、助産所の設置」を参照する。

#### 第3節 応急・臨時救護所の活動（担当：健康部各班、消防部各班）

本節については、第3編 第9章「第3節 応急・臨時救護所の活動」を参照した上で、救護所の活動内容に関しては、次のとおり行う。

- トリアージ
- 中等傷者以上に対する応急措置
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 転送困難な患者に対する医療の実施
- 死亡の確認
- 助産

**第4節 後方医療機関への搬送**

(担当：総務総括班、管財班、市民税班、資産税班、納税班、消防部各班)

本節については、第3編 第9章「第4節 後方医療機関への搬送」を参照する。

**第5節 巡回救護の実施 (担当：健康部各班)**

本節については、第3編 第9章「第5節 巡回救護の実施」を参照する。

**第6節 こころのケア対策 (担当：健康部各班)**

本節については、第3編 第9章「第6節 こころのケア対策」を参照する。

## 第10章 交通管制

項目	初動	応急	復旧	担当	
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)	
第1節 交通規制	●			総務総括班、 班、警察署、	都市みらい部各班、 那覇海上保安部
第2節 緊急輸送道路の確保	●			総務総括班、	都市みらい部各班

第1節 交通規制 (担当: 総務総括班、都市みらい部各班、消防団班、警察署、那覇海上保安部)

本節については、第3編 第10章「第1節 交通規制」を参照する。

第2節 緊急輸送道路の確保 (担当: 総務総括班、都市みらい部各班)

本節については、第3編 第10章「第2節 緊急輸送道路の確保」を参照する。

## 第11章 緊急輸送対策

項目	初動	応急	復旧	担当
				( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 特別緊急輸送	●			<span style="border: 1px solid black;">市民税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">資産税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">納税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">消防部各班</span>
第2節 ヘリポートの設置	●			<span style="border: 1px solid black;">技術総務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">まちなみ整備班</span>
第3節 緊急通行車両の届出	●			<span style="border: 1px solid black;">管財班</span>
第4節 緊急輸送実施体制	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">管財班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">資産税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">納税班</span>
第5節 物資輸送拠点の設置	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">施設班</span>

### 第1節 特別緊急輸送（担当：市民税班、資産税班、納税班、消防部各班）

本節については、第3編 第11章「第1節 特別緊急輸送」を参照する。

### 第2節 ヘリポートの設置（担当：技術総務班、まちなみ整備班）

本節については、第3編 第11章「第2節 ヘリポートの設置」を参照する。

### 第3節 緊急通行車両の届出（担当：管財班）

本節については、第3編 第11章「第3節 緊急通行車両の届出」を参照する。

### 第4節 緊急輸送実施体制（担当：総務総括班、管財班、市民税班、資産税班、納税班）

本節については、第3編 第11章「第4節 緊急輸送実施体制」を参照する。

### 第5節 物資輸送拠点の設置（担当：総務総括班、施設班）

本節については、第3編 第11章「第5節 物資輸送拠点の設置」を参照する。

## 第12章 生活救援対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 緊急給水	●			<span style="border: 1px solid black;">上下水道部水道関連各班</span>
第2節 飲料水、生活用水の給水	●	●		<span style="border: 1px solid black;">市民税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">資産税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">納税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">上下水道部水道関連各班</span>
第3節 食料等の応急配給	●			<span style="border: 1px solid black;">人事班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">資産税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">納税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">商工農水班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">なはまち振興班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">観光班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">避難所支援部各班</span>
第4節 食料の需要の把握	●			<span style="border: 1px solid black;">商工農水班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">なはまち振興班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">観光班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">避難所支援部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">各担当班</span>
第5節 食料の確保・供給	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">資産税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">納税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">商工農水班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">なはまち振興班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">観光班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">健康増進班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">生活衛生班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">避難所支援部各班</span>
第6節 炊き出しの実施		●		<span style="border: 1px solid black;">生活衛生班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">学校給食班</span>
第7節 生活必需品の需要の把握	●			<span style="border: 1px solid black;">商工農水班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">なはまち振興班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">観光班</span>
第8節 生活必需品の確保・供給	●			<span style="border: 1px solid black;">商工農水班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">なはまち振興班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">観光班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">学校教育部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">資産税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">納税班</span>
第9節 義援物資、義援金の受入れ・配分	●			<span style="border: 1px solid black;">出納班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">資産税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">納税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">福祉政策班</span>
第10節 災害時総合相談窓口業務		●		<span style="border: 1px solid black;">市民生活安全班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">まちづくり協働推進班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">消防総務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">各担当班</span>
第11節 り災証明			●	<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民生活安全班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">まちづくり協働推進班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">予防班</span>
第12節 被災者台帳			●	<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民生活安全班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">まちづくり協働推進班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">予防班</span>

第1節 緊急給水 (担当: 上下水道部水道関連各班)

本節については、第3編 第12章「第1節 緊急給水」を参照する。

## 第2節 飲料水、生活用水の給水

(担当: 市民税班、資産税班、納税班、上下水道部水道関連各班)

## 第1 給水源の確保

災害発生後、直ちに配水池、ポンプ場及び管路等の異常を調査し、漏水を確認したときは、バルブ操作により水を確保する。

飲用以外の生活用水として、共同井戸、家庭の井戸、湧水、受水槽、プール等を補給給水源として活用する。

また、水道管理者と協議し、給水拠点、取水及び給水計画等を定める。

【資料編】9-2 給水源一覧

## 第2 応援要請

---

復旧に時間を要する地域や多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、応援協定を締結している団体及び民間事業者に応援を求め、応急給水を行う。特に、医療機関、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

また、豪雨等による大規模な被害、渇水、重大な水道水質被害等が起きた場合には、県内各水道事業者で締結した「沖縄県水道災害相互応援協定」及び日本水道協会沖縄県支部を経由し、県内各水道事業者及び日本水道協会九州地方支部に要請を行う。

本項については、第3編 第12章 第2節「第2 応援要請」を参照する。

## 第3 給水の需要調査

---

本項については、第3編 第12章 第2節「第3 給水の需要調査」を参照する。

## 第4 応急給水の必要量

---

本項については、第3編 第12章 第2節「第4 応急給水の必要量」を参照する。

## 第5 応急給水用資機材の確保

---

本項については、第3編 第12章 第2節「第5 応急給水用資機材の確保」を参照する。

## 第6 給水所の設置・広報

---

本項については、第3編 第12章 第2節「第6 給水所の設置・広報」を参照する。

## 第7 給水方法

---

本項については、第3編 第12章 第2節「第7 給水方法」を参照する。

### 第3節 食料等の応急配給

(担当：人事班、市民税班、資産税班、納税班、商工農水班、なはまち振興班、観光班、避難所支援部各班)

本節については、第3編 第12章「第3節 食料等の応急配給」を参照する。

### 第4節 食料の需要の把握

(担当：商工農水班、なはまち振興班、観光班、避難所支援部各班、各担当班)

本節については、第3編 第12章「第4節 食料の需要の把握」を参照する。

**第5節 食料の確保・供給**

(担当：総務総括班、市民税班、資産税班、納税班、商工農水班、なはまち振興班、観光班、健康増進班、生活衛生班、避難所支援部各班)

本節については、第3編 第12章「第5節 食料の確保・供給」を参照する。

**第6節 炊き出しの実施** (担当：生活衛生班、学校給食班)

本節については、第3編 第12章「第6節 炊き出しの実施」を参照する。

**第7節 生活必需品の需要の把握** (担当：商工農水班、なはまち振興班、観光班)

本節については、第3編 第12章「第7節 生活必需品の需要の把握」を参照する。

**第8節 生活必需品の確保・供給**

(担当：商工農水班、なはまち振興班、観光班、学校教育部各班、市民税班、資産税班、納税班)

本節については、第3編 第12章「第8節 生活必需品の確保・供給」を参照する。

**第9節 義援物資、義援金の受入れ・配分**

(担当：出納班、市民税班、資産税班、納税班、福祉政策班)

本節については、第3編 第12章「第9節 義援物資・義援金の受入れ・配分」を参照する。

**第10節 災害時総合相談窓口業務**

(担当：市民生活安全班、まちづくり協働推進班、市民班、消防総務班、各担当班)

本節については、第3編 第12章「第10節 災害時総合相談窓口業務」を参照する。

**第11節 り災証明** (担当：総務総括班、市民生活安全班、まちづくり協働推進班、予防班)

本節については、第3編 第12章「第11節 り災証明」を参照する。

**第12節 被災者台帳** (担当：総務総括班、市民生活安全班、まちづくり協働推進班、予防班)

本節については、第3編 第12章「第12節 被災者台帳」を参照する。

## 第13章 災害時における「住」対策

項目	初動	応急	復旧	担当
				( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、 <span style="border: 1px solid black;">斜字</span> は副担当)
第1節 建物の被害調査	●			<span style="border: 1px solid black;">建築工事班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市営住宅班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">建築指導班</span>
第2節 被災建築物応急危険度判定士の確保		●		<span style="border: 1px solid black;">建築指導班</span>
第3節 被災建築物応急危険度判定の実施		●		<span style="border: 1px solid black;">建築指導班</span>
第4節 被災宅地危険度判定の実施			●	<span style="border: 1px solid black;">建築指導班</span>
第5節 建物の解体、撤去			●	<span style="border: 1px solid black;">建築工事班</span>
第6節 被災住宅の修理			●	<span style="border: 1px solid black;">建築工事班</span>
第7節 仮設住宅の需要の把握		●		<span style="border: 1px solid black;">市民文化部各班</span>
第8節 仮設住宅の用地の確保及び建設		●		<span style="border: 1px solid black;">建築工事班</span>
第9節 入居者の選定・運営管理			●	<span style="border: 1px solid black;">保護班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民文化部各班</span>
第10節 公営・民間住宅の確保		●		<span style="border: 1px solid black;">まちなみ整備班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市営住宅班</span>
第11節 公営・民間住宅の入居者の選定			●	<span style="border: 1px solid black;">まちなみ整備班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">建築工事班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市営住宅班</span>

### 第1節 建物の被害調査 (担当: 建築工事班、市営住宅班、建築指導班)

災害が発生した場合には、直ちに建物の被害状況を調査する。移動については、市所有車両、または協定先の輸送業者に応援を要請する。

区分	調査担当
一般建築物	<span style="border: 1px solid black;">建築指導班</span>
市営住宅	<span style="border: 1px solid black;">市営住宅班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">建築工事班</span>

### 第2節 被災建築物応急危険度判定士の確保 (担当: 建築指導班)

本節については、第3編 第13章「第2節 被災建築物応急危険度判定士の確保」を参照する。

### 第3節 被災建築物応急危険度判定の実施 (担当: 建築指導班)

本節については、第3編 第13章「第3節 被災建築物応急危険度判定の実施」を参照する。

**第4節 被災宅地危険度判定の実施（担当：建築指導班）**

本節については、第3編 第13章「第4節 被災宅地危険度判定の実施」を参照する。

**第5節 建物の解体、撤去（担当：建築工事班）**

建築工事班は、危険な建築物を優先して、市民に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものは、本部長（市長）が必要と認めた場合において建築工事班が行う。

作業計画は、第3編 第14章「第5節 日常生活由来の廃棄物の処理」との整合性を確保しながら行う。

**第6節 被災住宅の修理（担当：建築工事班）**

本節については、第3編 第13章「第6節 被災住宅の修理」を参照する。

**第7節 仮設住宅の需要の把握（担当：市民文化部各班）**

本節については、第3編 第13章「第7節 仮設住宅の需要の把握」を参照する。

**第8節 仮設住宅の用地の確保及び建設（担当：建築工事班）**

本節については、第3編 第13章「第8節 仮設住宅の用地の確保及び建設」を参照した上で、仮設住宅建設予定地に関しては、風水害等の特徴を踏まえて次のとおりとする。

**【仮設住宅設置予定（候補）地】**

○若狭緑地      ○奥武山公園      ○中央公園      ○漫湖公園      ○新都心公園

**第9節 入居者の選定・運営管理（担当：保護班、市民文化部各班）**

本節については、第3編 第13章「第9節 入居者の選定・運営管理」を参照する。

**第10節 公営・民間住宅の確保（担当：まちなみ整備班、市営住宅班）**

本節については、第3編 第13章「第10節 公営・民間住宅の確保」を参照する。

**第11節 公営・民間住宅の入居者の選定（担当：まちなみ整備班、建築工事班、市営住宅班）**

本節については、第3編 第13章「第11節 公営・民間住宅の入居者の選定」を参照する。

## 第14章 災害時の環境・衛生対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 食中毒対策	●			<span style="border: 1px solid black;">生活衛生班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">国民健康保険班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">特定健診班</span>
第2節 避難所等の保健衛生活動		●		<span style="border: 1px solid black;">健康部各班</span> 、 <i>避難所支援部各班</i>
第3節 被災地の防疫活動	●	●		<span style="border: 1px solid black;">環境衛生班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">保健総務班</span> 、 <i>生活衛生班</i>
第4節 災害廃棄物の処理	●	●		<span style="border: 1px solid black;">環境政策班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">クリーン推進班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">廃棄物対策班</span>
第5節 日常生活由来の廃棄物の処理		●		<span style="border: 1px solid black;">環境政策班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">クリーン推進班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">廃棄物対策班</span>
第6節 遺体の処置	●			<span style="border: 1px solid black;">市民班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">文化振興班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">文化財班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">環境保全班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">保護班</span> 、 <i>警察署</i> 、 <i>那覇海上保安部</i> 、 <i>市民税班</i> 、 <i>資産税班</i> 、 <i>納税班</i>
第7節 遺体の火(埋)葬		●		<span style="border: 1px solid black;">市民班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">文化振興班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">文化財班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">環境保全班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">保護班</span>

第1節 食中毒対策 (担当: 生活衛生班、国民健康保険班、特定健診班)

本節については、第3編 第14章「第1節 食中毒対策」を参照する。

第2節 避難所等の保健衛生活動 (担当: 健康部各班、*避難所支援部各班*)

本節については、第3編 第14章「第2節 避難所等の保健衛生活動」を参照する。

第3節 被災地の防疫活動 (担当: 環境衛生班、保健総務班、*生活衛生班*)

本節については、第3編 第14章「第3節 被災地の防疫活動」を参照する。

第4節 災害廃棄物の処理 (担当: 環境政策班、クリーン推進班、廃棄物対策班)

本節については、第3編 第14章「第4節 災害廃棄物の処理」を参照する。

第5節 日常生活由来の廃棄物の処理（担当：環境政策班、クリーン推進班、廃棄物対策班）

本節については、第3編 第14章「第5節 日常生活由来の廃棄物の処理」を参照する。

第6節 遺体の処理

（担当：市民班、文化振興班、文化財班、環境保全班、保護班、警察署、那覇海上保安部、市民税班、資産税班、納税班）

本節については、第3編 第14章「第6節 遺体の処理」を参照する。

第7節 遺体の火（埋）葬（担当：市民班、文化振興班、文化財班、環境保全班、保護班）

本節については、第3編 第14章「第7節 遺体の火（埋）葬」を参照する。

## 第15章 応急教育・応急保育

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				( <span style="border: 1px solid black;">文字囲</span> )は主担当、斜字は副担当)
第1節 こども園、学校の災害直後の措置	●			<span style="border: 1px solid black;">こども教育保育班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">教育総務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">学校教育班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">教育相談班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">学務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">教育研究班</span>
第2節 園児、児童、生徒及び教職員の安否確認	●			<span style="border: 1px solid black;">こども教育保育班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">学校教育班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">教育相談班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">学務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">教育研究班</span>
第3節 応急教育の実施		●		<span style="border: 1px solid black;">こども教育保育班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">教育総務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">学校教育班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">教育相談班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">学務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">教育研究班</span>
第4節 応急保育の実施		●		<span style="border: 1px solid black;">こども教育保育班</span>
第5節 文化財の保護	●			<span style="border: 1px solid black;">文化財班</span>

### 第1節 こども園、学校の災害直後の措置

(担当：こども教育保育班、教育総務班、学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班)

本節については、第3編 第15章「第1節 こども園、学校の災害直後の措置」を参照する。

### 第2節 園児、児童、生徒及び教職員の安否確認

(担当：こども教育保育班、学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班)

本節については、第3編 第15章「第2節 園児、児童、生徒及び教職員の安否確認」を参照する。

### 第3節 応急教育の実施

(担当：こども教育保育班、教育総務班、学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班)

本節については、第3編 第15章「第3節 応急教育の実施」を参照する。

### 第4節 応急保育の実施 (担当：こども教育保育班)

本節については、第3編 第15章「第4節 応急保育の実施」を参照する。

### 第5節 文化財の保護 (担当：文化財班)

本節については、第3編 第15章「第5節 文化財の保護」を参照する。

## 第16章 災害時の警備対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				( <u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1節 被災地内の安全確保	●			<u>市民生活安全班</u> 、 <u>まちづくり協働推進班</u> 、 <u>道路管理班</u> 、 <u>消防団班</u>
第2節 被災地の警備・防犯		●		<u>消防団班</u> 、 <u>警察署</u>
第3節 秩序維持・犯罪の鎮圧		●		<u>警察署</u> 、 <u>那覇海上保安部</u>

## 第1節 被災地内の安全確保

(担当：市民生活安全班、まちづくり協働推進班、道路管理班、消防団班)

本節については、第3編 第16章「第1節 被災地の安全確保」を参照する。

第2節 被災地の警備・防犯 (担当：消防団班、警察署)

本節については、第3編 第16章「第2節 被災地の警備・防犯」を参照する。

第3節 秩序維持・犯罪の鎮圧 (担当：警察署、那覇海上保安部)

本節については、第3編 第16章「第3節 秩序維持・犯罪の鎮圧」を参照する。

## 第17章 ライフラインの応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 上水道の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">上下水道部水道関連各班</span>
第2節 下水道の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">廃棄物対策班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">水道総務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">水道総務班</span> ( <span style="border: 1px solid black;">広報担当</span> )、 <span style="border: 1px solid black;">応急給水班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">下水道班</span>
第3節 電力の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">関係機関</span>
第4節 電話の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">関係機関</span>
第5節 ガスの応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">関係機関</span>

### 第1節 上水道の応急、復旧対策 (担当：上下水道部水道関連各班)

本節については、第3編 第17章「第2節 上水道の応急、復旧対策」を参照する。

また、豪雨等の被害及び濁水、重大な水道水質被害等が起きた場合は、県内各水道事業者で締結した「沖縄県水道災害相互応援協定」及び日本水道協会沖縄県支部を經由し、県内各水道事業者及び日本水道協会九州地方支部に要請を行う。

### 第2節 下水道の応急、復旧対策

(担当：廃棄物対策班、水道総務班、水道総務班 (広報担当)、応急給水班、下水道班)

本節については、第3編 第17章「第3節 下水道の応急、復旧対策」を参照する。

### 第3節 電力の応急、復旧対策 (担当：関係機関)

本節については、第3編 第17章「第4節 電力の応急、復旧対策」を参照する。

### 第4節 電話の応急、復旧対策 (担当：関係機関)

本節については、第3編 第17章「第5節 電話の応急、復旧対策」を参照する。

### 第5節 ガスの応急、復旧対策 (担当：関係機関)

本節については、第3編 第17章「第6節 ガスの応急、復旧対策」を参照する。

## 第18章 都市公共施設の応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 市の施設並びにその他の公共施設の応急、復旧対策	●	●		<u>各施設管理者</u>
第2節 道路・橋梁の応急、復旧対策	●	●		<u>道路建設班</u> 、 <u>道路管理班</u>
第3節 河川管理施設の応急、復旧対策	●	●		<u>下水道班</u> 、 <u>消防部各班</u>
第4節 港湾施設の応急、復旧対策	●	●		<u>総務総括班</u> 、 <u>都市計画班</u> 、 <u>那覇港管理組合</u>
第5節 空港施設の応急、復旧対策	●	●		<u>都市みらい部</u> 、 <u>那覇空港事務所</u>

### 第1節 市の施設並びにその他の公共施設の応急、復旧対策（担当：各施設管理者）

本節については、第3編 第18章「第1節 市の施設並びにその他の公共施設の応急、復旧対策」を参照する。

### 第2節 道路・橋梁の応急、復旧対策（担当：道路建設班、道路管理班）

本節については、第3編 第18章「第2節 道路・橋梁の応急、復旧対策」を参照する。

### 第3節 河川管理施設の応急、復旧対策（担当：下水道班、消防部各班）

本節については、第3編 第18章「第3節 河川管理施設の応急、復旧対策」を参照する。

### 第4節 港湾施設の応急、復旧対策（担当：総務総括班、都市計画班、那覇港管理組合）

本節については、第3編 第18章「第4節 港湾施設の応急、復旧対策」を参照する。

### 第5節 空港施設の応急、復旧対策（担当：都市みらい部、那覇空港事務所）

本節については、第3編 第18章「第5節 空港施設の応急、復旧対策」を参照する。

## 第19章 農水産物対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 農産物応急対策		●		<u>商工農水班</u>
第2節 家畜応急対策		●		<u>商工農水班</u>
第3節 水産物応急対策		●		<u>商工農水班</u>

### 第1節 農産物応急対策（担当：商工農水班）

本節については、第3編 第19章「第1節 農産物応急対策」を参照する。

### 第2節 家畜応急対策（担当：商工農水班）

本節については、第3編 第19章「第2節 家畜応急対策」を参照する。

### 第3節 水産物応急対策（担当：商工農水班）

本節については、第3編 第19章「第3節 水産物応急対策」を参照する。

## 第20章 道路災害対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				( <u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1節 市街地における道路災害対策	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>都市計画班</u> 、 <u>道路管理班</u> 、 <u>消防部各班</u> 、 <u>各担当班</u>
第2節 高速道路における道路災害対策	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>健康部各班</u> 、 <u>消防部各班</u> 、 <u>各担当班</u> 、 <u>関係機関</u>

## 第1節 市街地における道路災害対策

(担当：総務総括班、都市計画班、道路管理班、消防部各班、各担当班)

本節については、第3編 第20章「第1節 市街地における道路災害対策」を参照する。

第2節 高速道路における道路災害対策 (担当：総務総括班、消防部各班、各担当班、関係機関)

本節については、第3編 第20章「第2節 高速道路における道路災害対策」を参照する。

## 第21章 危険物等対策

項目	初動	応急	復旧	担当
				( <u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1節 危険物、火薬類、高圧ガス等の保有施設対策	●			消防部各班、 <u>警察署</u> 、 <u>那覇海上保安部</u> 、 <u>関係機関</u> 、各担当班
第2節 毒物・劇物保有施設対策	●			総務総括班、 <u>秘書広報班</u> 、 <u>平和交流・男女参画班</u> 、 <u>企画財務部各班</u> 、 <u>学校教育班</u> 、 <u>教育相談班</u> 、 <u>学務班</u> 、 <u>教育研究班</u> 、 <u>消防部各班</u> 、 <u>健康部各班</u> 、 <u>警察署</u> 、 <u>那覇海上保安部</u> 、 <u>関係機関</u>

### 第1節 危険物、火薬類、高圧ガス等の保有施設対策

(担当：消防部各班、警察署、那覇海上保安部、関係機関、各担当班)

本節については、第3編 第21章「第1節 危険物、火薬類、高圧ガス等の保有施設対策」を参照する。

### 第2節 毒物・劇物保有施設対策

(担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、企画財務部各班、学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班、消防部各班、健康部各班、警察署、那覇海上保安部、関係機関)

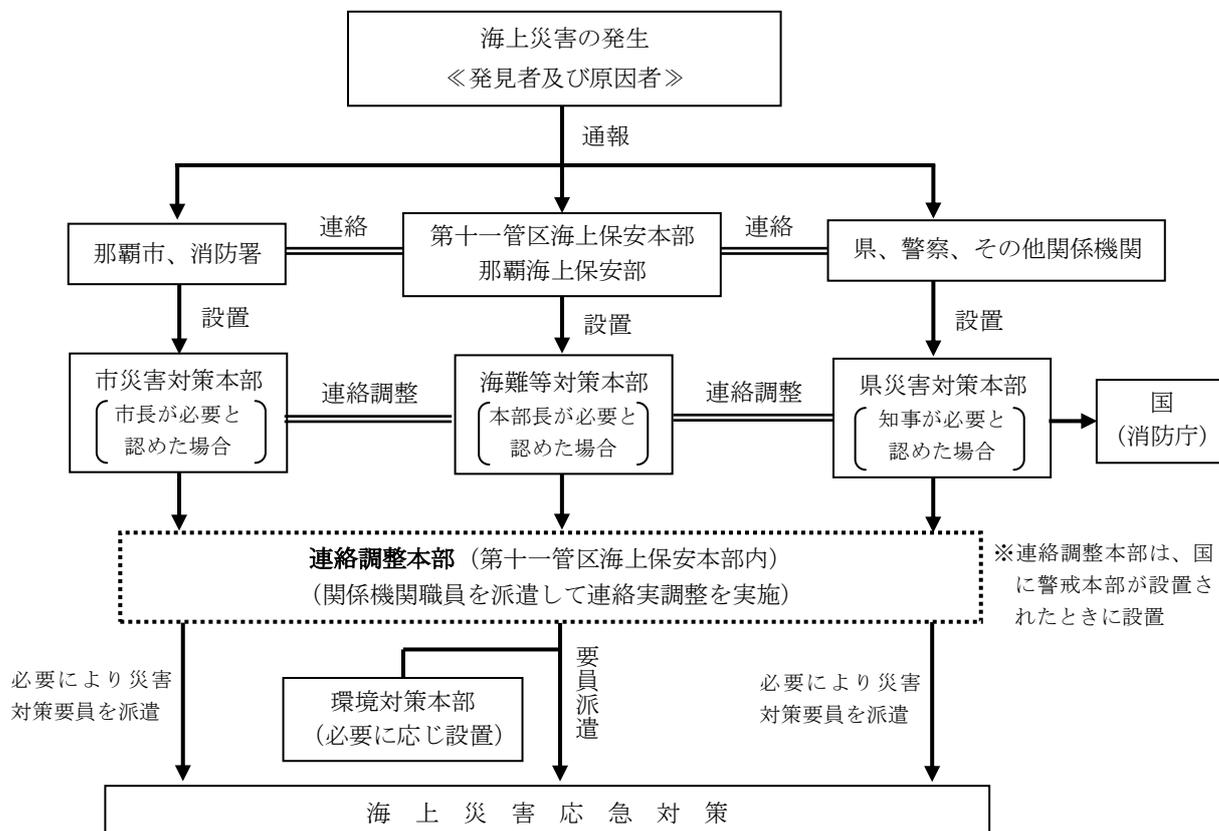
本節については、第3編 第21章「第2節 毒物・劇物保有施設対策」を参照する。

## 第22章 海上災害対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 連絡調整本部	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>第十一管区海上保安本部</u> ( <u>那覇海上保安部</u> )、 <u>関係機関</u>
第2節 第十一管区海上保安本部(那覇海上保安部)の活動		●		<u>那覇海上保安部</u>
第3節 市の活動		●		<u>総務総括班</u> 、 <u>福祉政策班</u> 、 <u>都市計画班</u> 、 <u>消防部各班</u>

この計画は、海上及び港湾内における事故、油等の流出等が発生した場合、救助、事故対策等について定めたもので、災害の状況に応じ、各実施機関が協力して応急対策活動を行う。

### 【海上災害発生時の通報系統】



### 第1節 連絡調整本部 (担当: 総務総括班、第十一管区海上保安本部(那覇海上保安部)、関係機関)

海上事故により油等の危険物等が大量流出した場合において、収集された情報により、事故の規模や予想される被害の広域性等から、応急対策の調整等を推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部(以下「調整本部」という。)を設置する。

調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、調整本部及びその事務局は、第十一管区海上保安本部内に設置される。

実施機関は、次のとおりとする。

○那覇海上保安部	○沖縄総合事務局	○沖縄気象台
○陸上自衛隊第15旅団	○海上自衛隊沖縄基地隊	○沖縄県
○沖縄県警察本部	○那覇・豊見城警察署	○那覇市
○那覇港管理組合	○日本赤十字社沖縄県支部	○事故関係企業等
○海上災害防止センター	○その他関係機関及び団体	

**第2節 第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）の活動（担当：那覇海上保安部）**

**第1 非常体制の確立**

那覇海上保安部が実施する非常体制の確立は次のとおりとする。

○管内を非常配備とする。
○大規模海難等対策本部を設置する。
○通信体制を強化し、必要ある場合は非常通信に協力し、通信の確保に努める。
○巡視船艇、航空機により被害状況調査を実施する。
○一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は、避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

**第2 警報等の伝達**

船舶等に対する警報等の伝達は、次のとおり行う。

状 況	応急措置内容
気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	○航行警報、安全通報、標識の掲揚 ○船艇及び航空機による巡回等 ○必要に応じ、関係事業者に周知
航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき 船舶交通の制限もしくは禁止に関する措置を講じたとき	○航行警報または安全通報 ○必要に応じ、水路通報
大量の油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	○航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等

**第3 情報の収集等**

次に掲げる事項に関し、関係機関と密接な連絡を取るとともに、巡視船艇、航空機を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

災害が予想されるとき収集項目	発災後の収集項目
○在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）	○海上及び沿岸部における被害状況 ○被災地周辺地域における船舶交通、漂流物

災害が予想されるとき収集項目	発災後の収集項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>○船舶交通の輻輳状況</li> <li>○船だまり等の対応状況</li> <li>○被害等が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況</li> <li>○港湾等における避難者の状況</li> <li>○関係機関等の対応状況</li> <li>○その他災害応急対策の実施上必要な事項</li> </ul>	等の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>○船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況</li> <li>○水路、航路標識の異常の有無</li> <li>○港湾等における避難者の状況</li> <li>○関係機関の対応状況</li> <li>○その他災害応急対策の実施上必要な事項</li> </ul>

#### 第4 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。

この場合、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求める。

状 況	応急措置内容
船舶の海難、人身事故等が発生したとき	○速やかに巡視船艇、航空機等により搜索救助を行う。
船舶火災または海上火災が発生したとき	○速やかに巡視船艇等により消火活動を行う。 ○必要に応じ、県及び市に協力を要請する。
危険物が排出されたとき	○周辺海域の警戒を厳重にする。 ○必要に応じ、火災の発生防止、航泊禁止措置または避難勧告を行う。

#### 第5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等または救援物資等の緊急輸送については、必要に応じまたは要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮する。輸送対象は、次のとおりとする。

時 期	輸送対象
第1段階 (避難期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等、人命救助に要する人員及び物資</li> <li>○消防、水防活動等、災害拡大防止のための人員及び物資</li> <li>○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等、初動応急対策に必要な要員等</li> <li>○負傷者等の後方医療機関への搬送</li> <li>○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</li> </ul>
第2段階 (輸送機能確保期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1段階（避難期）の続行</li> <li>○食料、水等生命の維持に必要な物資</li> <li>○傷病者及び被災者の被災地外への輸送</li> <li>○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</li> </ul>
第3段階 (応急復旧期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2段階（輸送機能確保期）の続行</li> <li>○災害復旧に必要な人員及び物資</li> <li>○生活必需品</li> </ul>

## 第6 物資の貸付・譲与

物資の無償貸与もしくは譲与について要請があったとき、またはその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令（昭和30年運輸省令第10号）」に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、または譲与する。

## 第7 関係機関等への支援

関係機関及び本市の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動について支援する。

## 第8 流出油等の防除

船舶または海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

なお、流出等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の拡散及び性状の変化の状況についての確かな把握に努め、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定し、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意する。

状 況	措 置
災害発生初期段階	○有効な防除勢力の先制集中を図る。
防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとする場合	○巡視船艇、航空機により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 ○必要に応じ、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長または関係地方公共団体の長その他の執行機関に出動を要請し、防除措置を講じる。
防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	○防除措置を講ずべきことを命ずる。
緊急に防除措置を講ずる必要があると認められるとき	○巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせる。 ○関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。 ○必要に応じ、海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

## 第9 海上交通の安全確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

場 面	措 置
船舶交通の輻輳が予想される（海域において）とき	○必要に応じ、船舶交通の整理、指導を行う。 ※この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努める。
海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、またはおそれがあるとき	○必要に応じ、船舶交通を制限し、または禁止する。

場 面	措 置
るとき	
海難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるとき	○速やかに必要な応急措置を講ずる。 ○船舶所有者等に対し除去その他船舶交通の危険防止措置の実施の指導及び勧告を行う。
船舶交通の混乱を避ける場合	○災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶へ情報提供する。
水路の水深に異状を生じたと認められるとき	○必要に応じ、検測を行うとともに、応急標識を設置する等、水路の安全を確保する。
航路標識が損壊し、または流出したとき	○速やかに、復旧する。 ○必要に応じ、応急標識を設置する。
災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保する場合	○船舶交通の輻輳が予想される海域では、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。 ○広範囲にかつ同時に多数の工事が施工される場合、工事関係者に対し、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

## 第10 警戒区域の設定

人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域（災害対策基本法第63条）を設定し、巡視船艇等により船舶に対し、区域外への退去及び入域の制限または禁止の指示を行う。また、警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知する。

## 第11 治安維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずる。

- 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 警戒区域または重要施設の周辺海域において警戒を行う。

## 第12 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずる。

対 象	措 置
危険物積載船舶	必要に応じ移動を命じ、もしくは航行の制限または禁止
危険物荷役中の船舶	荷役に中止等事故防止のための必要な指導
危険物施設	危険物の流出等の事故を防止するために必要な措置

## 第13 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため、排出油等の防除措置を講ずる必要があるときは、次の応急非常措置をとる。

- 油等が積載されていた船舶の破壊
- 油等の焼却
- 現場付近海域にある財産の処分等

## 第14 海洋環境の汚染防止

災害復興、復旧におけるがれき等の処理に当たっては、海洋環境の汚染の未然防止または拡大防止のため、適切な措置を講ずる。

### 第3節 市の活動（担当：総務総括班、福祉政策班、都市計画班、消防部各班）

#### 第1 災害防止

災害発生のおそれがある場合、都市計画班は那覇港管理組合等と連携して港内を巡視し、必要な措置を講ずる。また、応急対策の必要がある場合は、総務総括班は那覇海上保安部に要請し、同本部の行う応急対策に協力して活動する。

- 荷揚げ場所において、集積及び固縛等の状況を調査する。
- 流出物がある場合は、所有者等に対し早期収集を勧告する。

#### 第2 消防部の協力

消防部各班は、船舶、臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救出及び救護について、協定等に基づき那覇海上保安部と協力して実施する。また、那覇海上保安部に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

また、消防団は、消防部の活動を支援するとともに、那覇海上保安部及び警察機関に協力して警備活動等を行う。

市及び消防署は協力して、次の応急措置を行う。

- 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- 沿岸及び地先海面の警戒
- 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- 消火作業及び延焼防止作業
- その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
- 防除資機材及び消火資機材の整備
- 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導

【資料編】12-6(2) 第十一管区海上保安本部と那覇市との業務協定

---

### 第3 油汚染事故対策

---

#### 1 油防除

那覇港及び周辺海域における船舶等からの油汚染事故に際しての緊急措置については、港湾法、漁港漁場整備法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき行う。

#### 2 漂着油除去

漂着油の除去作業は、市が中心となって関係機関及びボランティアに協力を要請して実施する（第4章「第7節 ボランティアセンターの設置・運営」参照）。また、国や県等と密接に連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努める。

## 第23章 不発弾処理対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 不発弾の処理	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>消防部各班</u> 、 <u>警察署</u> 、 <u>那覇海上保安部</u> 、 <u>自衛隊</u>
第2節 不発弾等に関する防災知識の普及指導	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>消防部各班</u>

### 第1節 不発弾の処理（担当：総務総括班、消防部、警察署、那覇海上保安部、自衛隊）

不発弾の処理については、「不発弾処理対策便覧（沖縄不発弾等対策協議会）」、「那覇市不発弾処理対策要綱」によるものとする。

なお、関係機関の任務分担については、「不発弾処理における任務分担覚書」によるものとする。

#### 1 陸上で発見される不発弾等の処理要領

- 発見者等は、最寄りの交番または警察署に通報し、那覇・豊見城警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して関係機関と調整のうえ、撤去計画を立てる。
- 小型砲弾等、比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- 爆弾等危険度が高く移動できない弾種は、発見現場で信管離脱等の安全化処理後、一時保管庫へ搬入する。
- 信管離脱等の作業は、非常に危険を伴うため、次の対策を講じたうえで実施する。
  - ①不発弾処理対策協議会の開催  
市は、関係機関（第101不発弾処理隊、県防災危機管理課、那覇・豊見城警察署、市消防局）と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための不発弾処理対策協議会を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
  - ②交通規制・住民避難  
市は、避難範囲を第101不発弾処理隊と調整して定めるとともに消防局と協力し、地域住民を避難させる。那覇・豊見城警察署はその区域への交通を規制する。
  - ③不発弾処理現地対策本部の設置  
市は、不発弾処理対策協議会会長（市長）を本部長とする現地対策本部を設置する。

#### 2 海中で発見される不発弾等の処理要領

- 発見者は、那覇海上保安部、市、港湾管理者等へ通報し、それを受けて那覇海上保安部または県知事、もしくは港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。
- 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整のうえ、撤去計画を立てる。

- 危険度が少なく移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場等で爆破処理する。
- 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じたうえで実施する。

①不発弾処理対策協議会の開催

市は、関係機関（沖縄水中処分隊、県防災危機管理課、那覇海上保安部、那覇・浦添警察署、浦添市（消防本部含む）、市消防局）と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための不発弾処理対策協議会を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

②交通規制・住民避難

市は、危険範囲を沖縄水中処分隊と調整して定め、那覇海上保安部は、危険範囲内の海域で通行船舶の規制等を行い、浦添市消防本部、市消防局は、危険範囲内の入水規制を行うとともに付近警戒を行う。那覇・浦添警察署は、危険範囲内の陸上部分で交通を規制し、浦添市及び市は、必要に応じ地域住民を避難または立入りを規制する。

③不発弾処理現地対策本部の設置

市は、不発弾処理対策協議会会長（市長）を本部長とする現地対策本部を設置する。

**第2節 不発弾等に関する防災知識の普及指導（担当：総務総括班、消防部各班）**

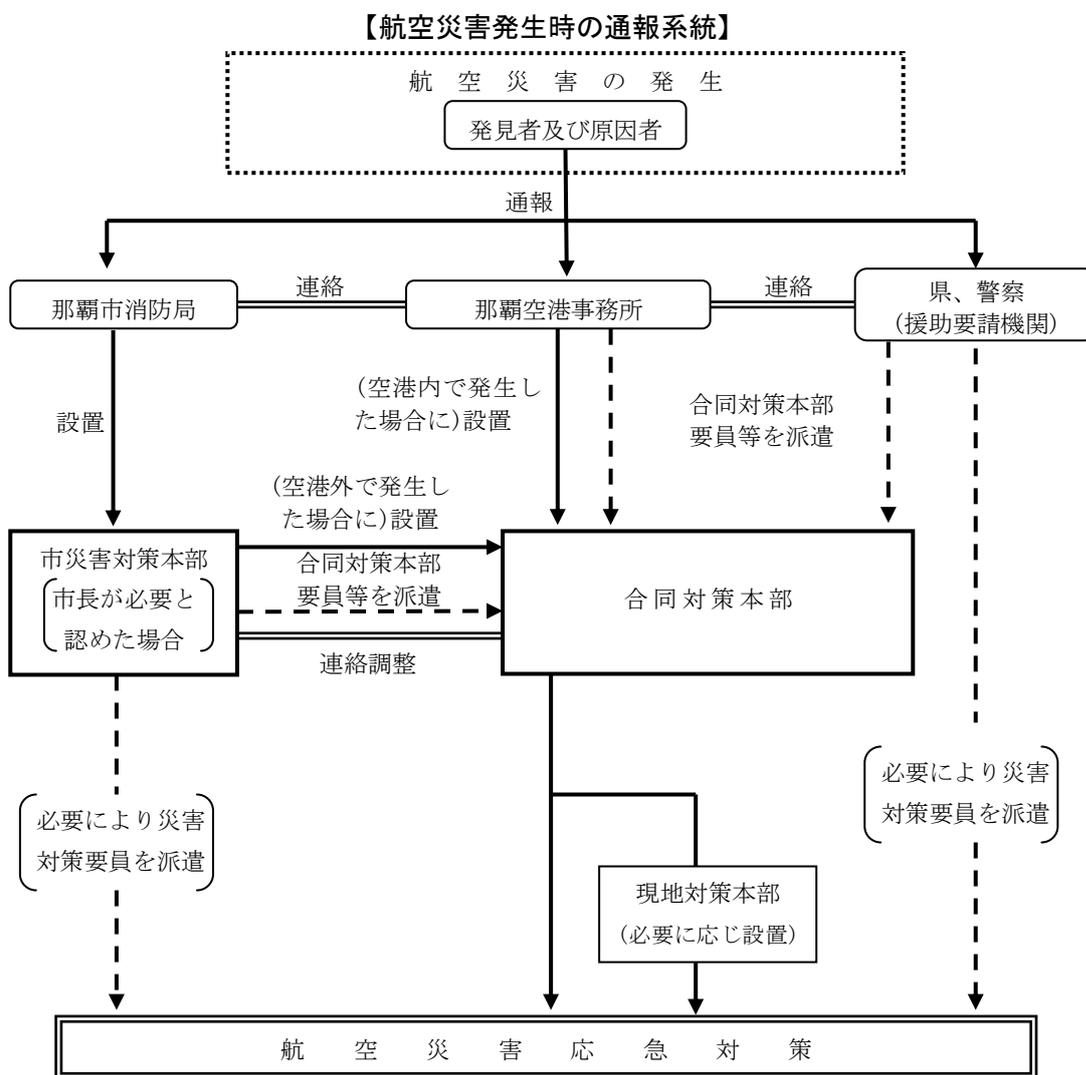
不発弾等による事故防止を図るため、次のとおり防災知識の普及指導を行う。

- 建設関連工事業者、不発弾磁気探査事業者、市長事務部局及び消防機関等の関係職員に対して、不発弾等の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を習得させるため、必要に応じ講習会を開催する。
- 小中学校関係者、自治会関係者等広く市民に対しても、不発弾等の危険性について周知を図るため、チラシ配布等の広報活動を行う。

【資料編】12-6(1) 不発弾処理における任務分担覚書  
13-9 那覇市不発弾処理対策要綱

## 第24章 那覇空港災害対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">文字</span> は主担当、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">斜字</span> は副担当)
第1節 航空機事故災害時の災害応急対策	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係機関</span>
第2節 合同対策本部の設置	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">健康部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消防部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">那覇空港事務所</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係機関</span>
第3節 空港及び周辺区域以外での事故	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">健康部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係機関</span>



那覇空港及びその周辺における航空機事故等に関する災害応急対策については、次の規程、協定書及び覚書に基づき、その災害応急対策を実施する。

＜事故処理＞

- ・ 那覇空港事務所航空事故処理規程

＜消火救難＞

- ・ 那覇空港航空保安防災業務処理要領
- ・ 那覇空港消火救難協力隊業務要領
- ・ 那覇空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書（に基づく覚書）  
[那覇空港長・那覇市長（那覇空港事務所次長・那覇市消防局長）]
- ・ 那覇飛行場における消火救難業務に関する暫定覚書  
[那覇空港長・航空自衛隊那覇基地司令]
- ・ 那覇空港における消火救難業務に関する協定  
[那覇空港事務所長・航空各社社長（支店長、所長）・空港内各サービス会社社長]

＜救急医療＞

- ・ 那覇空港緊急計画（消火救難・救急医療活動）  
[那覇空港事務所長・沖縄県、那覇市、浦添市、南部地区、中部地区の各医師会長]
- ・ 那覇空港医療救護活動に関する協定書（細目）  
[那覇空港事務所長・沖縄県、那覇市、浦添市、南部地区、中部地区の各医師会長]

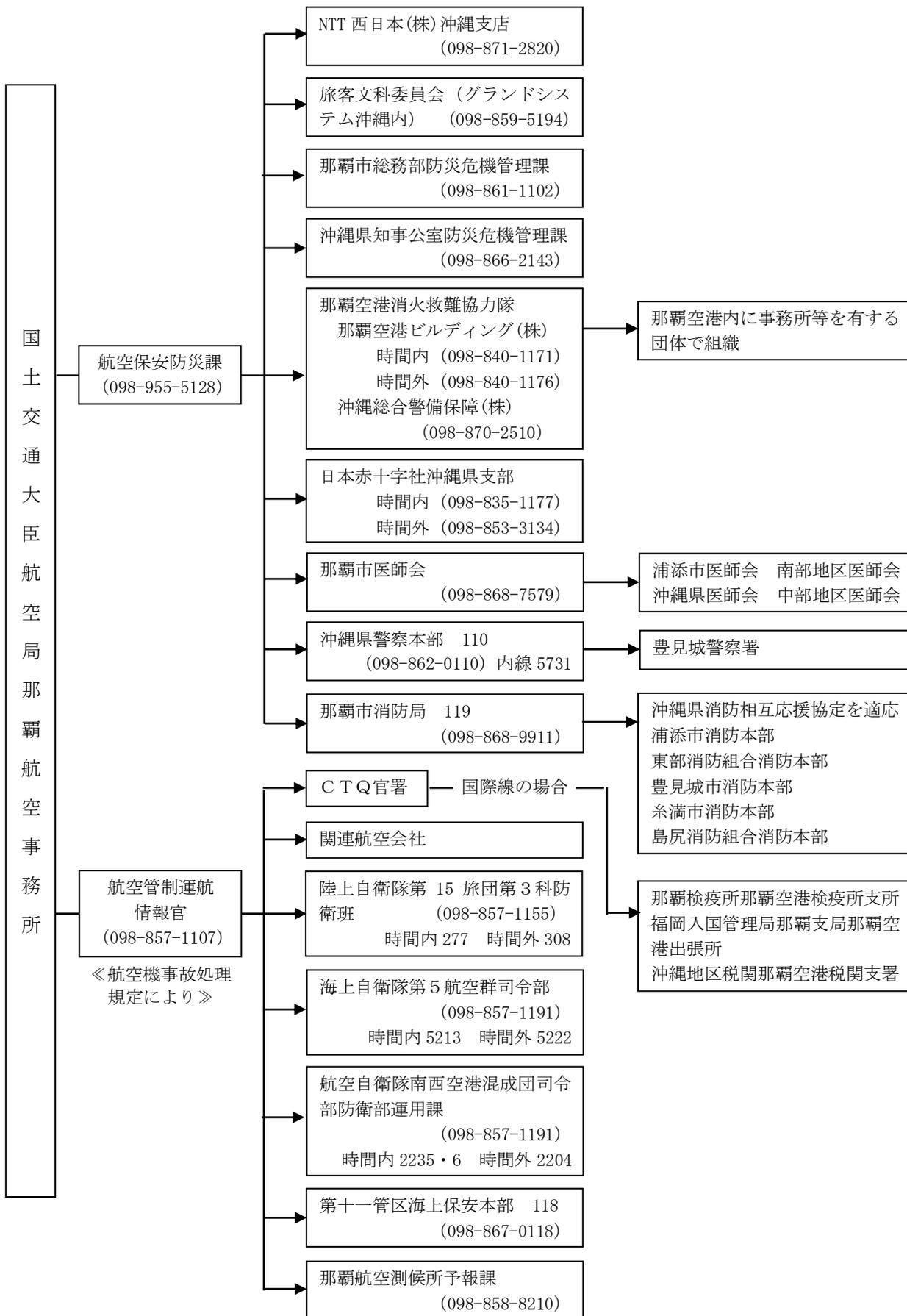
【資料編】 12-1(4) 那覇空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

12-1(5) 那覇空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づく覚書

**第1節 航空機事故災害時の災害応急対策（担当：関係機関）**

市内及び那覇空港とその周辺における航空機事故、火災その他の災害が発生し又は発生するおそれがある場合の情報等の通報系統は次のとおりとする。

【那覇空港災害緊急通報連絡系統図】



**第2節 合同対策本部の設置**

(担当：総務総括班、健康部各班、消防部各班、那覇空港事務所、関係機関)

防災活動を円滑かつ効果的に推進するため、空港内の航空機災害については那覇空港事務所が、空港外の航空機災害については市が合同対策本部を設置する。その際には、航空機災害時の応急活動に必要な防災機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策を行う。

**第1 設置の時期**

航空機事故等の発生により、関係機関が災害応急対策活動を実施し、必要と認められたとき設置する。実施機関は、おおむね次のとおりとする。

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ○那覇空港事務所        | ○那覇海上保安部     |
| ○航空自衛隊南西航空混成団   | ○陸上自衛隊第15旅団  |
| ○海上自衛隊第五航空群     | ○海上自衛隊沖縄基地隊  |
| ○沖縄県            | ○沖縄県警察本部     |
| ○那覇・豊見城警察署      | ○那覇市         |
| ○那覇市消防局         | ○日本赤十字社沖縄県支部 |
| ○各医師会           | ○事故関係航空会社等   |
| ○NTT西日本沖縄支店     | ○その他関係機関及び団体 |
| ○CIQ官署※（国際線の場合） |              |

※那覇検疫所那覇空港検疫所支所、福岡出入国在留管理局那覇支局那覇空港出張所、沖縄地区税関那覇空港税関支署のこと。

**第2 合同対策本部要員等の派遣**

関係機関は、合同対策本部に合同対策本部要員等を派遣し、災害対策の調整を図り、次のとおり情報の収集、伝達を行う。

- |   |
|---|
| ○災害現場に市職員を派遣し、情報を収集する。                  |
| ○那覇市災害対策本部は、防災関係機関との情報交換及び伝達を行う。        |
| ○民間からの災害情報は、県防災危機管理課、那覇空港事務所、関係機関に速報する。 |

**第3節 空港及び周辺区域以外での事故（担当：総務総括班、健康部各班、関係機関）**

空港及びその周辺以外の地域において航空機の墜落事故等が発生した場合には、市、各防災関係機関及び空港管理者等は、次の応急活動を実施する。

区分	応急活動内容
市	○航空機事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。 ○航空機事故に伴い火災が発生したとき、または救助を要するときは消火救難活動を実施する。 ○死傷者が発生した場合、第3編「第9章 災害時の医療救護」を準用し、現地に派遣した医療班等と連携して応急活動を実施し、医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所、遺体安置所の設置等を行う。

区分	応急活動内容
	<p>○災害の規模等により市のみで対応が困難な場合は、他市町村に応援を要請するとともに、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を行う。</p>
<p>県</p>	<p>○航空機事故の発生について防災関係機関に通報するとともに、ヘリコプター等を要請して情報収集を行う。</p> <p>○市が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他市町村に応援を指示する。</p> <p>○医療救護活動を実施する必要がある場合は、医療救護要員の派遣等を行う。</p> <p>○必要に応じて防災関係機関、他都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。</p>
<p>警察署 那覇海上 保安部</p>	<p>○航空機の墜落現場が不明な場合、または航空機が行方不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたり、県警ヘリコプター等を活用して捜索活動を実施し、航空災害が発生した場合は、直ちに警察署員を墜落現場に急行させて情報収集を行い、消防等の関係機関と連携し、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。</p> <p>○那覇海上保安部は、航空機が海上で行方不明となり、災害が発生したおそれがある場合は、情報収集活動及び巡視船舶・航空機を活用した捜索活動を実施し、海上において航空災害が発生した場合は、巡視船舶や航空機を墜落現場に急行させ、情報収集を行うとともに、海上における捜索救難活動を行う。</p>

## 第25章 放射能災害対策

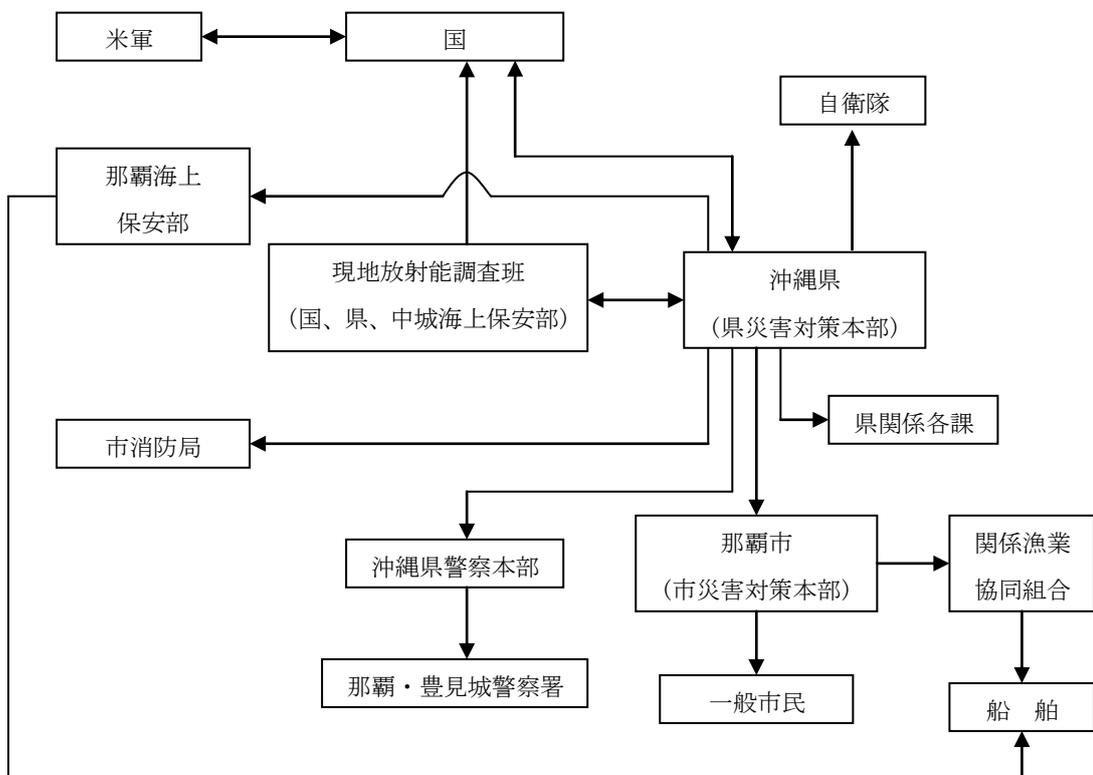
項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 原子力軍艦災害対策	●			総務総括班、 <u>企画財務部各班</u> 、 <u>学校教育班</u> 、 <u>教育相談班</u> 、 <u>学務班</u> 、 <u>教育研究班</u> 、 <u>消防部各班</u> 、 <u>那覇海上保安部</u> 、 <u>関係機関</u>
第2節 放射性物質管理施設災害対策	●			<u>施設管理者</u>

本章は、沖縄県に寄港する原子力軍艦に起因する放射能漏れ及び医療用等に使用される放射性物質管理施設における災害発生時の応急措置について定めたもので、災害の状況に応じ、各実施機関が協力して応急対策活動を行う。

### 第1節 原子力軍艦災害対策

(担当：総務総括班、企画財務部各班、学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班、消防部各班、那覇海上保安部、関係機関)

【通報系統図】



【実施機関別担当業務】

実施機関	担 当 業 務
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力軍艦寄港時の放射能水準の監視</li> <li>○異常値を観測した場合の県及び関係機関への通報</li> <li>○県災害対策本部等の実施する災害対策に関し、技術的事項に関する指導、助言</li> <li>○危険範囲設定の指導、助言</li> <li>○米軍からの情報収集及び関係機関への情報伝達</li> </ul>
那覇海上保安部等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体からの要請に基づき海上における緊急時モニタリングの支援</li> <li>○避難に関する情報の伝達、避難誘導</li> <li>○船舶に対する航行制限、航泊禁止等の措置</li> <li>○海上における救助、救急活動</li> <li>○周辺海域における警戒</li> <li>○県等からの要請に対する協力</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要請等による部隊等の派遣及び救援活動の実施</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○的確な情報収集及び関係機関への連絡通報</li> <li>○関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上の必要な指示</li> <li>○自衛隊に対する応援要請</li> <li>○災害状況の広報</li> <li>○国等に対する災害応急対策実施の要請</li> </ul>
那覇市及び市消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民及び漁業関係者に対する災害情報の周知、広報</li> <li>○市民に対する避難勧告及び避難指示（緊急）</li> <li>○避難場所の開設及び運営管理</li> <li>○救助・救急活動の実施</li> </ul>
沖縄県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難場所等の警戒及び避難路の確保</li> <li>○緊急輸送路の確保</li> </ul>
関係漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○船舶に対する災害発生への周知</li> </ul>

(注) 初動措置については、当面、文部科学省が定める「原子力軍艦放射能調査指針大綱」及びこれに基づく関連要領により対処することを基本とする。

**第2節 放射性物質管理施設災害対策（担当：施設管理者）**

医療用等に使用される放射性物質管理施設において、火災その他の事故が発生した場合、救助活動を行う者に対し、発災場所が放射性物質管理施設であること及び被ばく危険範囲並びに当該放射性物質の性質を十分に周知させる。